

## 弘前城下近郷の豪農石戸谷家について ― 附 旧石戸谷家文書目録 ―

福井敏隆・小石川透

### はじめに

石戸谷家について、中村良之進は『青森縣中津軽郡藤代村郷土史』<sup>①</sup>（以下、『藤代村郷土史』と略記）の「大字菴中」の章で以下のように記述している。「明治四年改正當時は石渡・鳥町・菴中は聯合村にして、現時事業家として活動せる当村石戸谷駿二郎氏の祖父平助氏は庄屋を勤めたり。尤も同家は為信公の発祥の地と称へたる種里村より来れる旧家にして、当村附近に数町歩の田地を開墾せりと。今菴中の民家十三戸の内、石戸谷氏を名乗るもの十一戸、教育家としての故石戸谷虎之助氏、農業老練家石戸谷左五郎、事業家石戸谷寅五郎氏の如き、皆其一族にして他町村にも分家多しと。昨年の調査に依れば戸数十三、人口一百四十一、田地二十八町八段一畝八歩、畑地五段五畝十九歩、宅地三千九百六合七夕あり（一部句読点・ルビを追加した）」。石戸谷家は「菴中」を中心に一族を形成していたことが分かり、この中に出てくる平助が江戸時代から続く石戸谷家本家の当主で、幕末期に建築され、現存する旧石戸谷家住宅<sup>②</sup>を建てた人物と推定される。なお、菴中の戸数は一三戸しかないのに宅地が三〇〇〇坪を超えており、一戸平均では二三二坪である。国

史跡・堀越城跡の隣接地に復元された旧石戸谷家住宅（元は弘前市浜の町東二丁目に所在・弘前市指定文化財）の主屋は木造で一部二階建て、茅葺き、総床面積四三七・六四㎡（約一三三坪）、桁行三〇・五六m、梁間一一・四六mの規模を持つ大規模農家住宅である。旧石戸谷家の宅地は三〇〇坪以上あったのではないかと推定される。

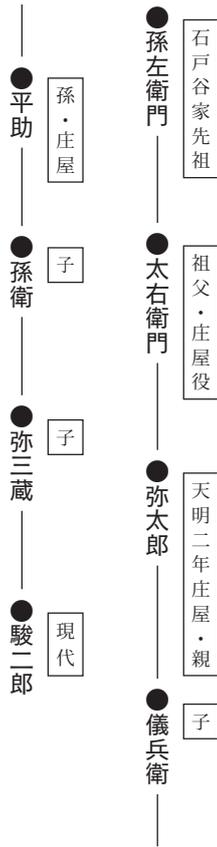
『弘藩明治一統誌 士族在着録 全』<sup>③</sup>には、明治三年（一八七〇）に弘前藩が発令した「帰田法」<sup>④</sup>に基づき、翌四年に弘前藩に献田・売田した豪農の内、「御慰勞等納ノ事」の「四等之部」に「廿町歩余御買上菴中 石戸谷平助」と書かれている。『藤代村郷土史』によれば、大正年間菴中村の田地は二八町八反余りとあるから、藩に売却した二〇町歩の田は菴中村に全てあった訳ではないと思われる。また同書に「石渡・鳥町・菴中は聯合村にして」とあるので、石戸谷平助は石渡・鳥町村にも田地を所有していた可能性が高い。

次に石戸谷家が保存してきた古文書類を紹介する。これらの史料は、平成一六年（二〇〇四）に弘前市が旧石戸谷家住宅の寄贈を受けた際に、一緒に市へ寄贈されたもので、それまでは旧石戸谷家住宅の仏壇引き出しなどに保管されていたという。関係者の一部には存在が知られていた

が、内容は不明であった。その後、時間をかけて弘前市教委文化財課の小石川透が整理し、約三九〇件について旧石戸谷家文書目録（以下、目録と略記）を作成してくれたので、豪農石戸谷家について、歴代当主の事績と共に紹介していく。なおこの目録については最後に表として掲載したので、参照して頂ければ幸いである。

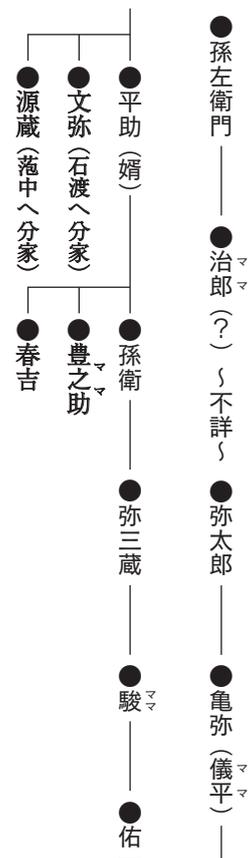
一方、石戸谷家の系譜であるが、大正二三年（一九二四）に当主であった駿二郎氏が書いたと推定される記録（文化財課でコピーを所蔵。これを石戸谷家の系譜①とする）によれば、左記のようになる。しかし、この系譜は目録には含まれていない。なお、以下の系譜の作成は文化財課の小石川透が行った。

### 石戸谷家の系譜①



この後は、佑一―宗一（現当主）と続く。孫左衛門を初代とすると、2代太右衛門―3代弥太郎―4代儀兵衛―5代平助―6代孫衛―7代弥三蔵―8代駿二郎となる。しかし、別系譜もある（文化財課でコピー所蔵。これを石戸谷家の系譜②とする）。

### 石戸谷家の系譜②



当主および代数については不明な点が残るが、孫左衛門を初代とすることは共通している。石戸谷家の系譜については、同家の古文書類からだけでは分からない部分も多いので、「分限帳」や弘前藩庁日記のうち「国日記」の記述を援用した。

#### 一 初代孫左衛門

残念ながら初代孫左衛門のことについてはよく分からないので、目録に残る証書類から推定したことを書いていく。目録で一番古い史料は、貞享の検地帳の部分的別帳である元禄三年（一六九〇）六月成立の「持高反別帳」三点（No.7―1・2・3）で、うち一点が石渡村百姓孫左衛門のものである。以後、孫左衛門の関係の史料は見当たらず、天明四年（一七八四）五月の「永代相渡田地之事」（No.2―18）という証文に、菟中村庄屋孫左衛門の名前が見え、庄屋を務めていたことがわかるが、石渡村百姓孫左衛門と同一人物とは思われず、両者の関係は不明である。

系譜②では、孫左衛門のあと弥太郎に続く部分がはっきりしないが、系譜①のように二代太右衛門がここに入るとうまきは繋がる。

## 二 二代石戸谷太右衛門

さて二代太右衛門は、天明四年（一七八四）一〇月改の「分限元帳」第十一坤にある「藤代組代官手代」の項に、「俵子拾五俵」の手当を支給される手代の一人・石戸谷太右衛門として名前がある。「手代」とは代官を助けて、各組の農政の手伝いをする役職であり、父孫左衛門が菟中村の庄屋を務めていたことが、手代への登用に繋がったのかも知れない。前述の系譜①によれば、「先祖・孫左衛門」の次に当主として記載されている。太右衛門は寛政八年（一七九六）二月二五日には「郷士」となった。しかし同一年（一七九九）三月一日には手代が免除となり、「郷士」のみの待遇となる。郷士とは百姓身分ではあるが、士分待遇を受ける豪農であり、藩政においては庄屋よりは一段格の高い百姓である。この時、子の弥太郎が父に代わり、藤代組代官手代として新規に召し抱えられた。親子で代官手代になった訳である。弥太郎は、この「分限元帳」によれば、寛政七年五月八日に手代見習となっており、父の跡を継ぐ準備がなされていた事がわかる。「国日記」寛政九年（一七九七）七月七日条によれば、「駄下方取扱向格別心を入」れ、三月中に皆下げに精を出したという事で、関係村々の庄屋・五人組・百姓に褒美が下されているが、太右衛門はその一人として六貫文（＝一兩二歩に相当）を貰っており、他の者より褒美の額が格段に多く、扱い高が多いた

め藩の覚えが良かったのではないかと推定される。「駄下方取扱」とは、年貢米を駄馬に背負わせて、藩の御蔵や、藩の廻米を移出する湊であった十三町（現五所川原市十三）若しくは鱒ヶ沢町（現西津軽郡鱒ヶ沢町）へ運ぶ輸送を担当する役と思われる、手代ではないものの藩農政への貢献が見て取れる。旧石戸谷家住宅には「ウマヤ」（馬屋）が六頭分あった事は、これらの農耕馬を駄下げに利用したことを物語っているようで興味深い。しかし、太右衛門が何時、手代になったのかは不明である。

寛延三年（一七五〇）改の「分限帳」第十二には、宝暦年間の（一七五一～六四）の藤代組代官手代の名前は書かれているが、石戸谷家の者はいない。代官手代の説明には、大庄屋と手代の制度は、宝暦一年（一七六一）に一旦廃止になったと書かれており、太右衛門の手代就任はこれ以降である事は間違いない。太右衛門については、「国日記」文化元年（一八〇四）九月一五日条で、当年の「駄下米取扱」を精力的に務めたとして褒賞を受けた郷士の中に名前が見え、鳥目一貫文を貰っている。また、同年二月二四日条では、老年に及ぶまで「数十年駄下方并郡所御用米取扱格別実貞」に務めたとして、御賞の鳥目五〇〇文が下されている。ここに書かれている「数十年」という表記であるが、他の同様な記事から類推すると三〇年が目安である場合が多いので、太右衛門は安永年間（一七七二～八一）の初め頃に、復活した手代に登用されたのではないかと推定される。恐らく、その前には菟中村の庄屋も務めていたと思われる。しかし目録を見ると太右衛門の名前が確認出来る文書はない。

### 三 三代石戸谷弥太郎

それでは弥太郎についてみていこう。弥太郎は寛政十一年（二七九九）二月二五日に父の跡を継ぐ形で、藤代組代官手代となった。「手代」は世襲ではないので、親子で務める事になっても、弥太郎はあくまでも新規召し抱えの扱いとなる。前述の系譜①では天明二年（一七八二）に庄屋となったとある。但し、同年の「永代相渡申証文之事」（No.3-24）では、受取人が弥太郎、菟中村の庄屋は安右衛門であり、五人組の一人が孫左衛門となっており、この時庄屋であったかどうかは疑問が残る。文化二年（一八〇五）八月改の「分限元帳」第十一坤の「藤代組代官手代」の項では、弥太郎は同四年（一八〇七）三月二八日に郷士となり、手代はこれまで通り務めるように命じられている。親子で郷士になったわけである。「国日記」の同年同月同日条でも、この事は確認出来るが、弥太郎の肩書きは「高杉組手代」と書かれており、誤記と思われる。郷士への任命理由は、この日手代に任命された他の二名と共に、「開発方并平日農業格別心を入」れ、精力的に務めたことを評価されたためである。父太右衛門の任命理由とは違いが見られるが、これは天明の飢饉により荒廃した田畑の復興に尽力をした事を評価されたものである。この間に所有の田畑を増やした可能性が高い。それについては後述する。弥太郎は同一〇年（一八一三）一月八日には、年頭御目見を仰せつけられたので、翌一年正月には登城して、九代藩主津軽寧親の御目見を受けたものと推定される。「国日記」の同一三年（一八一六）一月八

日条では、去る夏（この年の夏の事か）に行われた「平川筋普請の節」、冥加としてお手伝い人夫を差し出した奇特の志の者四人の一人として、年頭御目見を仰せ付けられているが、肩書きは「菟中村並郷士」とあるものの、名前は「弥市」と誤記されている。文化一〇年に年頭御目見を仰せ付けられたのは、翌一年の事に限っての事なのかも知れない。また、「国日記」文政五年（一八二二）三月八日条では、御用向きに心を入れ精力的に務めたとして、御賞の金百疋（＝金一步）を下されており、父太右衛門同様、藩の御用＝農政への協力を熱心に務めていたことが分かる。文政十一年（一八二八）六月改の「分限元帳」第十一（二分冊の二）の「藤代組手代」の項では、弥太郎は同一三年（一八三〇）二月二四日に、願いにより手代の職を免除となったが、御目見え郷士の待遇はそのままであった。足かけ三二年間、手代を務めていたことが分かる。二代太右衛門と三代弥太郎は、親子で手代を務め、郷士となり、藩の農政に貢献し、石戸谷家を豪農として発展させたものと推定される。

#### 四 四代石戸谷龜弥（儀平＝儀兵衛力）

弥太郎の跡は龜弥が石戸谷家の当主になったようであるが、系譜①では儀兵衛とある。系譜②では龜弥の所に（儀平＝儀兵衛力）とあり、改名したのか、別人かはつきりしない。取りあえず龜弥について見ていく。目録によれば龜弥が文政四年（一八二二）二月時点で、菟中村の庄屋を務めていたことがわかる史料「永代相讓田方証文之事」（No.2-12）がある。また、天保五年（一八三四）正月に出された石渡村（現弘前市石

渡)の「作人証文之事」(No.1-4)にも庄屋として署名し承印を押しており、この時まで庄屋を務めていたことは確かである。文政一〇年(二八二七)六月に「石戸谷亀弥」の名前で、御蔵町(現在は弘前市石渡の一部となっているが、石渡御蔵町をさすものと思われる)の海老屋清次郎に差し出した「借用銭之事」(No.1-11)という借金証文もあり、この時点では既に苗字の石戸谷を使用していたことが分かる。後述するが、藩の命で「開発下取扱」に任命された時あたりから使用が許されたのかも知れないが、任命時期は不明である。弥太郎が手代を退いたのは文政一三年(一八〇〇)二月の事であるので、亀弥が弥太郎の子である可能性は高い。

しかし、亀弥は藤代組代官手代には任命されなかった。嘉永四年(一八五二)改の「分限元帳」第十一の「藤代組手代」の項には、石戸谷家の人名は見えない。しかし「国日記」の天保七年(一八三六)九月一日条によれば、去る春に惣組村へ買いメ米を仰せ付けたところ、買いメ米を冥加として(藩へ)差し上げると申し出た者へ、御賞として代官役所において酒・肴が下されたが、この中に藤代組の者が七名おり、「范中村 開発下取扱」として石戸谷亀弥の名前が見える。「開発下取扱」とは、天保の飢饉の影響で作付けがなされず放置された荒廢田畑の復旧開発をする役目ではないかと推定され、弥太郎が務めた「開発方」と似た役割であったように思われた。「国日記」の同一〇年(一八三九)五月二五日条では、「開発下取扱」の亀弥が他の二名と共に、借り上げ米の先納を早速皆済し、その米を冥加として差し上げたいと申し出たので、「代々郷士」に取り立てられている。この事から亀弥は弥太郎の子と思われ、

祖父・父同様に郷士となったものと推定される。天保の飢饉の余波がある中で、藩に対して米の供出を行っている事は、石戸谷家の豪農としての財力が見て取れる。

だがこの後、亀弥は藩から処罰を受ける羽目になる。「国日記」の同年九月一日条には勘定奉行から次のような申し出があった事が書かれている。藤代組范中村から検見の願いが出されたが、坪立て(=検見を行う前に試し刈りを行う区画設定の事、もしくは試し刈りを指すのか)に不埒のことがあり、「一村除きの儀」(=范中村を検見の対象から外すということらしい。つまり検見をしないで定例の高い年貢負担を課す事になる)にしたいと検見人から勘定奉行に申し出があった。その原因は、亀弥にあり、亀弥は常々心が宜しからず、代官の申し付けは守らず、重立ちとしては不似合いで、自分手作りの田には、ことに不埒があり不届き者であるとして、「締方」(=厳しく取り締まること)を仰せ付けて欲しいと言うのである。五月二五日に郷士になったばかりであるのに、評価が正反対になっている。しかし、郡奉行は「一村除きの儀」は適用せずに検見に入って欲しいとの別紙を差し出しており、亀弥を擁護しているように見える。これに対して、家老や用人の審議を経た上で勘定奉行から通達された結論は厳しいものであった。坪立ての際に過分の穂切りと抜き穂があり、検見は嚴重に実施すべきであるのに、それが出来なかった事が不埒とされ、范中村は「一村除き」の扱いとなった。また、亀弥は、手代や村役、代官の申し付けも守らない不届き者であるとして処罰されたのである。亀弥は代々郷士になったばかりであったが、郷士と「開発下取扱」、兼役の「流失木見継役」・「他払取扱役」のすべてを

罷免された。この記事の中で注目すべき点は、菴中村の田圃はほとんどが亀弥の持ち抱え地であると書かれている事である。菴中村は重立ちである亀弥の支配する村のようになっており、亀弥には慢心があったのかも知れない。

長々と亀弥のことを書いたが、手代ではないものの郷土にもなり、菴中村においては農政に協力をしてきた豪農であったことは間違いない。菴中村の田圃のほとんどが亀弥の抱え地であるという記述も見逃せない。これは先祖が長年に渡って集約してきた結果であり、目録に見える数多くの田畑証文類の存在がそれを証明してくれる。石戸谷家のそれまでの藩への貢献ぶりを考えると、近隣他村にも石戸谷家は田畑を所有していたのではないかと推定される。検見の準備段階で、菴中村の田圃がほとんど自分の抱え地であったため、亀弥は不作を装う穂切りや抜き穂をやりすぎ、検見人に咎められたことが重い処罰に繋がったものと思われる。前年までは天保の飢饉下で「不熟作」(Ⅱ凶作)であったが、この年は「熟作」(Ⅱ豊作)であったため、藩としても検見には力を入れざるをえなかった状況も、処罰の重さに影響していると考えられる。

その後、「国日記」の同年一〇月七日条では、前年に亀弥が不当に、田の出増し米を取り立てたことで、小作人から訴えられた記事も見える。この年の五月には、借り上げ米を早々に納め、藩にそれを冥加として差し上げているが、その裏には小作人からは恨まれるような取り立てを行っていた事もあったようだ。この訴えは黒石藩主津軽順承がこの年五月一六日に弘前藩一代藩主となり、九月四日に新藩主として初入部した事に伴う「非常の大赦」(Ⅱ特別の恩赦)によって、罪には問われて

いないが、苗字のない「菴中村百姓 亀弥」という「国日記」の記述には、以前の豪農の面影は見られない。なお、「国日記」の同年一月二日条によれば、郡奉行が再度、菴中村の「一村除き」の扱いについて免除を願っているが、不正は「手代・村役共不埒之処より相生」じとして、手代たちの処罰も併せて願っている。結局「御定法」に相反したことは、「類例差し障り」にもなるとして免除にはならなかったが、「一村除き」を招いた藤代組手代や菴中村庄屋を免職することだけは認められた。郡奉行が「一村除き」をもたらしたのは亀弥だけでなく、手代や庄屋にも落ち度があったとして申し出たもので、亀弥の罪を軽くするよきな動きを再度試みている事は、非常に興味深い。また、菴中村の「一村除き」の件で、勘定奉行と郡奉行の間には、目に見えない対立もあつた様に感じられる。二代太右衛門と三代弥太郎は、藤代組手代を勤め郷士に取り立てられ、約六〇年にわたり藩の農政に貢献をした豪農であった。その後を継いだ四代亀弥を処罰することには、郡奉行には抵抗があつたものと推定される。

これ以降「国日記」に石戸谷家の当主や関係者の記述はしばらく見られなくなる。単なる百姓である石戸谷家当主の活動は記述対象となることはなかったためであろう。処罰から一三年後となる、「国日記」の嘉永五年(一八五二)閏二月二十七日条に、郡奉行の申し出により、天保の飢饉後の「御省略」政策で廃止されていた在方の「牛馬取扱役」の復活が提案された記事が出てくる。手当は支給されないものの、「正馬」一疋につき、扱料として銭一分五厘(Ⅱ銭一匁を六〇文で換算すると九文になる。換算の詳細は後述)を取り立てる事を認める他は、苗字・帯

刀の特権が許されるというだけの条件で許可になった。その候補者の一人として「藤代組范中村百姓 儀兵衛」が出てくる。この時、郡奉行が候補者として名前をあげたのは一七人で、内訳は漆守が六名、庄屋が六名、郷士の子が二名で、単に百姓とあるのは儀兵衛を含め三名のみであった。この三名は儀兵衛をはじめ元々は豪農層の百姓であったものと想像される。「国日記」の記事は、願い出た形に書かれているが、これらの候補者は、郡奉行や担当組の代官から、内々に下命があったものと思われた。これ以降、范中村百姓の儀兵衛は石戸谷儀兵衛と苗字を名乗る事が出来るようになったわけである。この儀兵衛が改名した亀弥の事であるのか、代替わりした亀弥の子であるのかははっきりしない。しかし天保一〇年（一八三九）以来一三年ぶりに、石戸谷家の当主が苗字を名乗り、村の重立ちとして復活を果たした意義は大きい。

ついで「国日記」の嘉永七年（一八五四）五月一八日条には、郡奉行の後藤門之丞が、漆方取扱からの申し出を取次ぎ、新規の「漆小仕立」を仰せ付けられたいと願い出て許可になった記事がでてくる。その中の一人に、范中村の牛馬取扱役・石戸谷儀兵衛も含まれていた。「漆小仕立」とは、漆木の栽培促進を行う役であると思われる。『津軽歴代記類下』<sup>①</sup>によれば、二年前の嘉永五年（一八五二）二月二二日に、国益（藩の利益）のため、「漆」の増産を目指し、先ず漆木三〇〇万本を藩内で植え付け、最終的には九〇〇万本までに増やすという広大な計画が立てられ、御用掛の勘定奉行にこの政策担当が命じられている。しかし、この月の「国日記」が欠本であるため、詳細は不明である。石戸谷儀兵衛が「漆小仕立」に取り立てられたのは、「牛馬取扱役」として二年余り、

真面目に役目を務めていた事が認められたためであろう。この役目は、斃死した牛馬の確認をし、死んだ牛馬の皮を御革方の商人に引き取らせる役目の様である。范中村は平野部で、漆木栽培にはむいていない所であるが、「牛馬取扱役」として藤代組の各村について実際に見て廻った経験を買われたためではないかと推定される。藩から二つ目の役目に任命された訳だが、范中村の豪農として復活してきた事がわかる。

## 五 五代石戸谷平助および弟文弥

さて、目録には天保五年（一八三四）正月に出された「永代相渡田地之事」（No.3—9）という証文があり、庄屋平助が裏書の署名と承印を押している。系譜①だと、この平助は儀兵衛の子であり、系譜②からだと亀弥の子ということになる。但し、先述した「作人証文之事」（No.1—4）では、亀弥も同時期に庄屋を務めていることがわかるので、庄屋を務めていた村が違った可能性が高い。目録からは、文政四年（一八二一）二月の「永代相譲田方証文之事」（No.2—12）・同五年一月の「永代相渡屋鋪証文之事」（No.3—20）・同一年（一八二八）二月の「永代相譲田畑証文之事」（No.3—13）の三点では「范中村庄屋亀弥」とあり、范中村の庄屋は亀弥であったことは確かである。推定であるが、この時点では平助は隣の石渡村の庄屋であった可能性が高い。平助は天保二二年（一八四一）六月にまとめられた「天明年中藤代組范中村荒畑調査上帳」（No.7—4）にも名前が出てくる。しかし、その後は文久四年（一八六四）二月の「覚」（No.6—13）で、石戸谷儀兵衛が御蔵町の中屋嘉

六から錢三貫一二〇目<sup>(12)</sup>（＝約四七兩に相当）を借用した際に、請人（＝保証人）として名前が出てくるまで名前が見えなくなる。この時、この「覚」を承認した庄屋は同族と思われる石戸谷文弥であり、この間に平助は一旦庄屋を辞めたのではないかと思われる。亀弥と文弥は、「弥」の字を使う共通点を考えると親子だと思われる。

## 六 本家当主としての孫左衛門

また、慶応三年（一八六七）正月の「借用証文之事」（No.6―12）では、五代平助が御蔵町の中屋嘉六から錢五貫九六七匁（＝約九二兩に相当）を借用しているが、今度は請人の一人が文弥である。この時点では文弥は庄屋であったと思われる、そのためか、この証文の承認は代庄屋（＝代理の庄屋）の半吉がしている。ここで気になるには、抵当に入れた田の事である。文久と慶応の両証文の文言では、范中村孫左衛門の抱田となつてはいるが、面積は記されておらず、同じ田を抵当にしたのではないかと推定された。前述した天保五年正月に出された証文（No.3―9）では、「范中村本家 孫左衛門」（傍点は筆者）が御蔵町塩屋弥五兵衛を請人にして、石渡村の孫四郎に対して鳥町村（現弘前市浜の町東・浜の町北の一部）にある田地一町七反余を抵当に入れて借金をしている。この証文では、鳥町村の三人の百姓の抱田が面積・成米共に記されているのとは大きな違いがみられる。又、この証文では、鳥町村の三箇所の田についての説明で「別宅二付」という文言が見え、孫左衛門はこの時点で、范中村以外にも田畑を所有していたことが分かる。さらに孫左衛門には

「本家」の文字が書かれており、石戸谷家の本家当主は孫左衛門を名乗る事が通例であったものと推定される。また、目録を見ると、孫左衛門が受取人になっている証書類は寛政三年（一七九一）正月のもの（No.1―16）をはじめとして、天保一五年（一八三四）二月までのもの（No.3―18）まで一四点あり、本家の当主はあくまでも孫左衛門であった可能性が高い。とすると、前述した系譜①と系譜②で述べてきた太右衛門（弥太郎）儀兵衛（亀弥）（平助の系統は本家ではなく、分家の系譜といわざるをえなくなる。しかし、孫左衛門が受取人となっている証書類が太右衛門系の旧石戸谷家に伝わったと言う事は、天保一五年以降に、太右衛門系の方が本家をしのぐ存在となつたのではないかと推定される。それを裏付けるかの如く、安政五年（一八五八）一〇月に代官の唐牛十太郎と今和作宛に出した「当御収納米錢上納通」（No.7―6）が「土堂村越石孫左衛門」（傍点は筆者）から出されており、以降、同六年のもの（No.7―7）から文久三年（一八六三）のもの（No.7―15）までが揃つて残っていることが目録から確認できる。これは孫左衛門家の書類を単に預かつた訳ではなく、太右衛門家が孫左衛門家の役割を継承した事を物語っているものと推定される。文久三年のものは「范中村孫左衛門」と署名されているが、安政六年のもの（No.7―10）には「石渡村 孫左衛門」、文久二年のもの（No.7―14）には「船水村 孫左衛門」と署名があり、孫左衛門家は范中村を本拠としながらも、近隣の土堂村（現弘前市土堂）・石渡村・船水村（現弘前市船水）にも田畑を持っていたのは確実のように思えた。そのため、その管理は本家の孫左衛門家だけではできず、分家の助けを必要としていたのではないかと推定される。

## 七 牛馬取扱役としての石戸谷儀兵衛

ところで、もう一つ注目すべきは、石戸谷平助と儀兵衛が幕末期一緒に名前が出てくることである。今度は平助が菴中村の庄屋として、儀兵衛は牛馬取扱役として証文などに名前が見えるが、文久四年（一八六四）二月の「覚」（No.6-13）では、借金をする本人が儀兵衛で請人の一人が平助である。もう一人の請人は文弥であり、この時点で石戸谷家関係者三人が揃っている事になる。慶応三年（一八六七）正月の借用証文では、借金をする本人が平助で、請人は同姓の小次郎と文弥であった。平助は維新後も菴中村の重立ちであったと思われ、明治八年（一八七五）五月二八日付けで「第三大区五小区石渡村村用係」になった辞令（No.7-27）が残っているほか、弘前町の火事に際して人夫四人を差し出した事に対して、同一三年（一八八〇）八月に罹災窮民救助をしたとして青森県から褒賞状（No.7-40）を受けており、この時まで存命であった事は確かである。

一方、儀兵衛は牛馬取扱役を務めていたため、彼宛に提出された馬の斃死届がかなり残っていることが目録から確認出来る。しかし、月日のみが書かれたものが大半で、年紀や干支が書かれたものは少ない。この役が置かれていたのは明治四年（一八七一）七月の廢藩置県の時までだと思われるが、唯一年号が分かるものがある。文久三（一八六三）一月に笹館村（現弘前市笹館）の代庄屋彦次郎から出された斃死届（No.4-21）で、同村伝三郎の建馬（＝飼育馬）であった一七歳になる栗毛馬

が死んだ時に出されたものである。もう一点、未年の十一月一三日付けで藤代村の代庄屋門次郎から儀兵衛に出された、藤代村（現弘前市藤代一～五丁目）の三郎の飼育馬・鹿毛当歳駒の斃死届（No.4-7）は、安政六年（一八五九）のものだと推定される。斃死届には、確認用に馬札（＝馬の年齢・馬体などが書かれた札）と皮・尾・耳・蹄が提出された様だ。また、馬皮の納入先は御用革方の石田屋であったようで、亥年の四月二二日付けで石田屋甚左衛門が石渡村の久に出した「覚」（No.4-209）では、鹿毛一枚に対して六匁六分（＝錢目の公定換算では三九六文となる）が代金として支払われていた。亥年は文久三年のようである。前述したように、牛馬取扱役の取扱手数料は九文しか入らなかつた様だが、役得はなかつたのであろうか。

さて、斃死届の宛先は菴中村の石戸谷儀兵衛として出される場合が多いが、中には石渡村の石戸谷儀兵衛と書かれているものもある。目録によれば、明治三年（一八七〇）に菴中村の百姓孫左衛門が庄屋末吉に宛てて出した田の分地願いである「覚」（No.7-68）があり、これは大庄屋宛てに上申されたものの控えである。さらに、この「覚」の下書きと思われる「覚」（No.5-3）も別に残っており、両「覚」を照らし合わせて見ると、この年藩から出された「帰田法」への豪農層の抵抗の様子が見て取れる。表向きは孫左衛門の持ち田の内、弟源蔵に二町五反歩、二男豊吉に二町五反歩、養弟寅吉に二町の計七町を分地したいと願っていたものである。下書きの「覚」には、この分地の計画は養父儀兵衛が生きていた時からあり、親類も同意していたもので、自分の弟儀兵衛も同意していると書いている。しかし、一昨年の辰年（＝明治元年）は軍事

(「箱館戦争」)があり、昨巳年(「明治二年」)は凶作であった。結局当年が熟作なので別宅を構えても大丈夫だと考えて申請をしたということになっている。七町歩の田の所在は土堂村と石渡村であり、范中村の田ではない。恐らく「帰田法」対策として、七町歩の田を所有田から事前に取り除く事に真の狙いがあったものであろう。

さて石戸谷家の系譜にとって重要なのは、この「覚」の記載内容から、儀兵衛が親子二代で存在した事が分かる点である。この時期から考えて、先代にあたる養父儀兵衛とは亀弥が改名した儀兵衛を指し、弟の儀兵衛とは牛馬取扱役の儀兵衛の事であると思われる。養父儀兵衛とある事から、この時点での孫左衛門は、推定であるが牛馬取扱役の儀兵衛の姉の夫で、養子として本家の孫左衛門家を継いだ人物と思われる。目録には石戸谷儀兵衛の家屋平面図(No.7-52)が残されていた。この家屋は石渡村二四番地にあった様で、明治七年(一八七四)九月の「記」(No.6-1)の記述から、この時に儀兵衛の所持となった事が判明する。敷地は七畝拾歩と書かれているので二二〇坪あった。しかし同九年(一八七六)九月一四日付けの「家屋敷書入証」(No.6-8)では、米一五俵の借り入れのため抵当に設定されている。蔵主町(現弘前市蔵主町)の藤田五郎兵衛に対して出されたもので、儀兵衛が借主、平助が証人となっている。この書類が石戸谷家側に残っているという事は、無事返済が済んだ訳であるが、儀兵衛はこの時点では石渡村に居住していたものと推定される。儀兵衛と平助の関係が良好であった事は、借用証文の借主と保証人を相互に務めていた事からもわかる。幕末期になると范中村の庄屋と石渡村の庄屋を二人で交換して務めたのではないかと思われる。ま

た、平助は本家孫左衛門の長男に当たるのでないだろうか。

以上の事を考えると、范中村の庄屋平助と牛馬取扱役で石渡村居住の儀兵衛は、幕末維新時に石戸谷家の一族のリーダーとして相互に助け合う存在であり、儀兵衛(旧名亀弥)の子文弥、平助の子孫衛などを含めて、石戸谷家一族として何かと行動を共にしていたと思われる。

#### むすびにかえて―石戸谷家の田畑屋敷の集積―

大正一三年(一九二四)に当主であった駿二郎氏が書いたと思われる記録によれば、「帰田法」が出された明治三年一〇月時点で、藤代組三一村にある田畑一八二町四反八畝四歩のうち、五一町七反五畝二〇歩(約二八・三パーセント)が范中村の平助のものであると書かれているが、この数字の検証をしてこの「研究ノート」を終わることにする。

目録から石戸谷家の田畑の集積実態を推定してみる。目録によれば初代孫左衛門の時代のものと考えられるのは元禄三年(一六九〇)六月の「百姓持高反別帳」(No.7-1・2・3)で、計二町九反七畝五歩を石渡村と鳥町村に持っていたようである。范中村のものがなかったので石戸谷家は当初に住んでいたのかどうか疑問が残る。二代太右衛門関係の証書類は見当たらないが、天明二年(一七八二)の大飢饉前後で集積に大きな変化が見られると思い、寛保元年(一七四一)の証文(No.2-14)から天明二年(一七八二)年七月の証文(No.3-24)の田畑屋敷面積を集計してみたところ、計一七町九反五畝三歩となった。天明の大飢饉後の集積を見ると、天明四年(一七八四)正月の証文(No.2-4-2)から享

和四年（一八〇四）正月一日まで証文の田畑屋敷面積は計二一町六反五畝二一歩になる。

三代弥太郎が受取人となっている田地の永代証文は四点あり、安永七年（一七七八）一二月のもの（No.3―2）、天明二年（一七八二）七月のもの（No.3―24）、天明五年五月のもの（No.1―10）、翌六年三月のもの（No.1―1）である。天明の大飢饉を挟んでいるが、この飢饉を契機に三代弥太郎が集積を進めたと考えても良いのかも知れない。以後、幕末に向けては天保の飢饉があるのだが、文化二年（一八〇六）一月の証文（No.1―15）以降では、天保二年（一八四〇）五月の証文を最後に、田畑屋敷の集積がわかる証文は見あたらなくなる。この間の集計は一六町八反九畝二九歩であるが、天保の飢饉以降は、田畑屋敷の集積は進まなかったと思われるので、石戸谷家の発展は天保期迄であったのかも知れない。寛保元年から天保二年迄の約一〇〇年で集積した田畑屋敷地は、五〇町歩を超えていたことは確かであろう。このうち天明の飢饉後二〇年間での集約面積が多いので、田畑の復興作業に従事しながら着実に所有田畑を増やして行ったのではないだろうか。駿二郎氏が書いたという記録によれば、藤代組にある田畑のうち五一町七反五畝二〇歩が菴中村の平助のものであるという記述は誇張ではなかったのである。

この「研究ノート」は、豪農としての石戸谷家の系譜について、「国日記」や「分限帳」の記事を使い明らかにしたものである。目録に掲載された史料も説明に紹介したが、大雑把な論考に終わってしまった。ただ、弘前藩における豪農層の研究は今まではほとんど行われて来ておらず、今後、目録の史料を精緻に分析して研究する方が出てこられる事を期待したい。

## 註

- (1) 『青森縣中津軽郡藤代村郷土史』（大正二二年（一九二三）八月二二日付・中村良之進発行・謄写版）
- (2) この住宅については『弘前市指定有形文化財 旧石戸谷家住宅移築工事報告書』（令和二年（二〇二〇）三月二三日・弘前市教育委員会）が発行されている。この報告書によれば、旧石戸谷家住宅は軒の高い構えと木材の風化度合いからみて、江戸時代末期の一九世紀半ばに建築されたものと推定されており、国内最大級の規模の豪農農家だという。なお、この「研究ノート」は、この報告書の第三章・調査事項の「第三節 江戸時代の石戸谷家について」（福井敏隆執筆）を大幅に改稿したものである。
- (3) 『弘藩明治一統誌 士族在着録 全』（昭和六〇年（一九八五）三月三日・日・青森県立図書館）
- (4) 帰田法とは、新政府の方針に従い、藩士の家禄を大幅に削減した弘前藩が、藩士の経済的困窮を救うために、藩内の豪農層から所持している田地の内一〇町歩だけは残し（田畑地の場合は一五町歩を残し）、他は一反歩あたり三両という廉価で強制的に買い上げたり、献上させたりし、これを藩士に分与する事で救済し、併せて藩士の「帰農」を図ろうとした政策である。献田者には希望に応じて家業（酒造業の希望が多かった）を新規開業することを許可した。しかし、翌明治四年（一八七二）に廃藩置県が断行されると、この政策は放棄された。割り当て地に移住した旧藩士は少なかったため、後に士卒族になった旧藩士が不在地主となる道が開かれ、新規の家業が認められた豪農層以外の農民にとって、甚だ迷惑な政策であった。詳細については、坂本寿夫編『津軽近世史料5 弘前藩記事三』（平成二年（一九九〇）一月一〇日・北方新社）所収の、坂本氏による解説文「弘前藩の経済・財政状況と賞典禄問題」

を参照して頂きたい。

- (5) 旧石戸谷家文書は、現在高岡の森弘前藩歴史館が保管している。詳細を知りたい場合は弘前市教育委員会文化財課にお問い合わせ頂ければ幸いである。なお、同文書目録の管理番号は(No.〇―〇)と表記してある。
- (6) 天明四年(一七八四)一〇月改の「分限元帳」第十一坤(弘前市立弘前図書館蔵、請求番号TK二八〇・三―四二イ)。この分限元帳は、文化二年までの元帳である。なお「イ」は複製本を表す。原本は虫損が激しく閲覧は出来ない。
- (7) 寛延三年(一七五〇)改の「分限元帳」第十二(弘前市立弘前図書館蔵・請求番号TK二八〇・三―一五五イ)。この分限元帳は天明四年までの元帳である。
- (8) 文化二年(一八〇五)八月改の「分限元帳」第十一坤(弘前市立弘前図書館蔵・請求番号TK二八〇・三―六二イ)。この分限元帳は文政一年までの元帳である。
- (9) 文政一年(一八二八)六月改の「分限元帳」第十一(二分冊の二)(弘前市立弘前図書館蔵・請求番号TK二八〇・三―一六二イ)。この分限元帳は嘉永三年までの元帳である。
- (10) 嘉永四年(一八五二)改の「分限元帳」第十一(弘前市立弘前図書館蔵・請求番号TK二八〇・三―一六六イ)。この分限元帳は明治二年(一八六九)までの元帳である。
- (11) 『津軽歴史代記類 下』(昭和三四年(一九五九)一〇月二〇日・青森県文化財保護協会)。但し、昭和五七年(一九八二)十一月三〇日に国書刊行会から復刻発行された本を使用。一五四―一五五頁に記事がある。
- (12) 弘前藩領では銭六〇文を銀一匁として換算する「せんめ銭目」制度があり、公定の金一両を銭四貫文として換算すると、約四七両になる。但し、銭目には相場が立ち、幕末期には銀一匁は銭一〇〇文を超えていたような

ので、金一両も銭六貫文を超えていたと思われる、金額が変わってくるが、目安として公定換算の金額とした。以下の場合も同様に換算した金額を示している。

- (13) 浪川健治著『北の被差別の人々「乞食」と「革師」』(令和三年(二〇二二)六月一日・解放出版社)の二六四頁によれば、文政二年(一八二九)を最後に石田屋甚左衛門は「革方取扱」ではなくなったようだが、文久年間(一八六一―六四)頃には「御用革方」を務めていたことが判明する。但し、文政一二年からは三〇年以上経っており、世代交代した息子であった可能性もある。

- (14) この史料では、天明二年(一七八二)七月当時、菟中村の庄屋は安右衛門である。No.1―24の同四年一二月の「永代相渡申田地証文之事」でも同様に、弥太郎の庄屋就任はこれ以降のことと考えられる。

(ふくい・としたか 弘前大学國史研究会会員)

(こいしかわ・とおる 弘前市教育委員会文化財課)

表 旧石戸谷家文書目録

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
1	1-1	永代相渡申田地之事 田8反2畝10歩	渡人石渡村善助(喜兵衛代) 受人嘉兵衛・同御蔵町 専太郎	菟中村 弥太郎	1	天明6年3月	1786	こよりにて一括文書24点の内 石渡村庄屋孫左衛門、五人組佐右衛門・久左衛門・善助(喜兵衛代判)の署名・承印
2	1-2	作人証文之事 田26人役	作人喜左衛門、請人弥左衛門	清七 庄屋龜弥	1	天保3年12月	1832	こよりにて一括文書24点の内 庄屋龜弥の署名・承印あり
3	1-3	永々作人証文之事 27人(役)7歩	菟中村孫左衛門	赤城与惣次	1	安永7年12月	1778	こよりにて一括文書24点の内 (御蔵百姓)鳥町村左衛門次郎の抱地
4	1-4	作人証文之事	石渡村作人彦左衛門、同村受人弥左衛門	菟中村孫左衛門	1	天保5年正月	1834	こよりにて一括文書24点の内 庄屋龜弥(承印なし)、五人組宗左衛門・専四郎の署名・承印あり
5	1-5	借用銭之事 銭433匁6分8厘	石戸谷龜弥	海老屋清七	1	天保4年正月	1833	こよりにて一括文書24点の内 裏に「彦左衛門田方証文」とあり
6	1-6	目限証文之事	石渡村作人彦左衛門、受人熊吉	菟中村孫左衛門	1	天保4年10月19日	1833	こよりにて一括文書24点の内
7	1-7	永々作人証文之事 田畑の斗代 55俵3斗5升2合3勺	菟中村孫左衛門	赤城与惣次	1	安永7年12月	1778	こよりにて一括文書24点の内
8	1-8	差上申証文之事	別家孫四郎、倅元次郎、受人勘助、受人幸之助、兵次郎倅受人玄松	本家	1	弘化3年12月	1846	こよりにて一括文書24点の内 天保4年(1833)～弘化3年(1846)までの諸差引之儀につき
9	1-9	借用申居下証文之事	鳥町村本人四郎兵衛、同村受人佐五右衛門、右同断受人御蔵町忠右衛門	鳥町村長之助	1	安永元年12月24日	1772	こよりにて一括文書24点の内 居下12歩 但し左衛門次郎家敷の内
10	1-10	永代相渡申田地之事 田6畝歩	本人石渡村善助、受人御蔵町専太郎	菟中村弥太郎	1	天明5年5月	1785	こよりにて一括文書24点の内 菟中村庄屋孫左衛門、五人組佐右衛門・善助の署名・承印あり
11	1-11	借用銭之事	石戸谷龜弥	御蔵町海老屋清次郎	1	文政10年6月	1827	こよりにて一括文書24点の内 銭150目は定
12	1-12	(書簡)	清兵衛	(石戸谷) 龜弥	1	4月21日		こよりにて一括文書24点の内
13	1-13	借用銭之事	石戸谷龜弥	海老屋清七	1	天保4年正月	1833	こよりにて一括文書24点の内 裏に「彦左衛門田方証文」とあり
14	1-13	取究証文之事 銭433匁6分8厘	清七倅重光、親類越後屋福五郎、中立いせや(伊勢屋) 権兵衛	石戸谷龜弥	1	天保5年2月	1834	こよりにて一括文書24点の内 管理番号No.1-5と内容同じ
15	1-14 cf.管理番号No.2-1	永代相渡申田方之事 田5反11歩 (上田5畝15歩は小館専蔵様知行地)	船水村渡人三左衛門、子供受人惣次郎	船水村金之丞	1	寛政7年12月	1795	こよりにて一括文書24点の内 舟水村庄屋源助、五人組十右衛門・源四郎の署名・承印あり 裏に小館専蔵の署名・承印あり
16	1-15	永代相渡田地之事 田1反2畝12歩 (次右衛門抱地)	土堂村渡人清左衛門、同受人福之助	土堂村吉左衛門	1	文化2年10月	1805	こよりにて一括文書24点の内 土堂村庄屋勘兵衛、五人組専九郎・彦七の署名・承印あり
17	1-16	永々相渡申田畑屋舗之事 田畑2町4反26歩	菟中村百性五左衛門、浜ノ町受人清太郎	菟中村孫左衛門	1	寛政3年正月	1791	こよりにて一括文書24点の内 ※署名・承印等なし
18	1-17	永々相渡申田地之事 田1反8畝20歩	土堂村本人佐右衛門	真土村伊三郎	1	明和5年12月	1768	こよりにて一括文書24点の内 裏書に「表書之通承届候者也 明和六巳丑年正月(代官)齋藤基吉」の署名・承印あり 五人組・庄屋の署名・承印なし
19	1-18	永々相渡申田地之事 田8畝15歩	鳥町村渡人四五右衛門、石渡村庄屋助五郎	御蔵町新五郎	1	明和2年正月	1765	こよりにて一括文書24点の内 石渡村庄屋助五郎、五人組善右衛門・太次兵衛の署名・承印あり
20	1-19	覚 田畑2町2反1畝22歩 (御蔵百姓清五郎抱地)	土堂村庄屋彦七、同村五人組孫次郎、右同権六	鋭作	1	天明5年3月	1785	こよりにて一括文書24点の内 裏書に「表書之通承届候者也 則日(代官)花田伊三郎 土岐庄兵衛」署名・承印あり
21	1-20	永代相渡申田畑之事 田畑2町4反7畝17歩	土堂村本人清兵衛、同親類五人組清左衛門・彦七、同村親類十兵衛、同村庄屋久次郎	一町田村長左衛門、小嶋村長三郎、竹屋惣七	1	宝暦5年正月11日	1755	こよりにて一括文書24点の内 土堂村五人組彦七・弥助、庄屋久次郎の名前と承印あり(代官)対馬基右衛門・今善左衛門・小田桐伝右衛門の署名・承印あり
22	1-21	永代相渡申田地之事 田8畝15歩(津軽外記様御知行)	鳥町村給地百姓左衛門次郎	鳥町村長之助、杉山田久之丞、唐牛久右衛門	1	安永元年12月	1772	こよりにて一括文書24点の内 裏書に「表書之通承届候者也 則日(代官)杉山田久之丞 唐牛久右衛門」の署名・承印あり 石渡村庄屋理左衛門、五人組彦左衛門・吉次兵衛の署名・承印あり
23	1-22	永代相渡候田方打分証文之事 田2反1畝20歩	本人土堂村作助	土堂村権六	1	享和3年正月	1803	こよりにて一括文書24点の内 土堂村庄屋孫次郎、五人組彦七の署名・承印あり
24	1-23	永々相渡申田畑屋敷之事 田畑2町1畝11歩・銭1貫260目	土堂村百性佐右衛門	(代官)加藤四五左衛門、一戸茂左衛門宛 真土村伊三郎	1	明和5年12月	1768	こよりにて一括文書24点の内 土堂村庄屋弥助、五人組金助の署名・承印あり 裏書に「一戸茂右衛門、加藤四五左衛門」の署名・承印あり
25	1-24	永代相渡申田地証文之事 田1反21歩 礼銭100目 (鳥町村新兵衛の御蔵田地)	渡人孫左衛門、受人次郎左衛門	鳥町村万助	1	天明4年12月	1784	こよりにて一括文書24点の内 菟中村庄屋安右衛門、五人組右衛門・善助・孫左衛門の署名・承印あり
26	2-1 cf.管理番号No.1-14	永代相渡申田方之事 田2反8畝22歩 (津軽百助様知行地の舟水村次右衛門所持の下田と八代村で同人所持の中田・下田)	船水村渡人三左衛門、受人惣次郎	船水村金之丞	1	寛政7年12月	1795	包紙「石渡村清三郎屋敷証文」 舟水村庄屋源助、五人組十右衛門・源四郎の署名・承印あり

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
27	2-2	永代譲り田方証文之事 田5反4畝16歩	渡人森沖之助 (棟方専八郎代半二而 仕申候とあり) (9月森沖之助の貼紙 あり)	薬師堂村三四郎	1	寛政6年9月	1794	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 土堂村庄屋孫次郎、五人組権六・長 兵衛の署名・承印あり
28	2-3	永代相譲田方証文之事 田2反3畝1歩	菴中村孫左衛門	斎藤様御取次中	1	天保11年5月	1840	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 代庄屋善助、五人組甚左衛門・助十 郎の署名・承印あり
29	2-4-1	永代相渡申田地之事 田1反3畝10歩 (土堂村弥助跡梅六抱地)	土堂村渡人権六、同子 共甚太	土堂村孫助	1	宝暦11年正月8日	1761	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 1反3畝10歩の田の移動について3点 の証文をつなげている(その1)
30	2-4-2	永代譲渡申田方証文之事	渡人土堂村勘太郎、請 人親類惣左衛門	清蔵	1	天明4年正月	1784	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 1反3畝10歩の田の移動について3点 の証文をつなげている 土堂村庄屋藤次郎、五人組彦七・今 介の署名・承印あり(その2)
31	2-4-3	永代相渡申田方証文之事 田1反3畝10歩 土堂村権六抱地・久左衛門抱 地	渡人与惣次	土堂村権六	1	天明8年2月18日	1788	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 1反3畝10歩の田の移動について3点 の証文をつなげている(その3)※ 承印なし 管理番号No.2-4-1・管理番 号No.2-4-2よりサイズは小さい
32	2-5	永代相渡申田地証文之事 田方2人役 (権六抱地の内)	土堂村百姓本人権六、 同子共受人甚太、弟受 人弥五右衛門	土堂村三之丞	1	宝暦11年12月25 日	1761	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 土堂村庄屋久次郎、五人組弥助の署 名・承印あり 宝暦11年の証文に続いて、安永5年 (1776)2月10日付けの証文が続く ※2点分の証文である 土堂村本人三之丞から、同村喜之丞へ 土堂村庄屋弥助、五人組彦七・金助 の署名・承印あり
33	2-6	永代譲渡申田畑之事 五郎八の抱地 ①田1町5畝2歩 ②畑1反6畝20歩 ③田1町5反1畝13歩	独狐村譲人喜兵衛、同 村受人金五郎	鳥町村次郎左衛門	1	寛政3年正月	1791	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 石渡村庄屋孫左衛門、五人組六左衛 門の署名・承印あり
34	2-7	永々相渡申田畑証文之事 田畑6反1畝5歩 (土堂村権六抱地)	渡人土堂村専四郎、親 類受人万蔵	長尾角左衛門様之内 喜蔵	1	享和4年正月11日	1804	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 土堂村庄屋孫次郎、五人組彦七・専 九郎の署名・承印あり
35	2-8	永々相渡申田地之事 田2反1畝20歩 権六抱地	土戸村(ママ)渡人権六	平沢小左衛門	1	天明4年11月29日	1784	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 御取納米不納 土堂村庄屋彦七、五人組金助・権六 の署名・承印あり
36	2-9	永代相渡申田地之事 田2反7畝1■歩※■は破れで 不明 (舟水村源四郎・又三郎の抱 地)	石渡村渡人長八、同村 受人善助	菴中村孫左衛門	1	文化12年2月	1815	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 礼銭320目 舟水村庄屋新兵衛、五人組善助・勘 四郎の署名・承印あり
37	2-10	永代相渡田方之事 田4反5畝19歩 (土堂村清五郎抱地)	薬師堂村渡人三四郎、 菴中村受人善次郎	菴中村孫左衛門	1	文政3年11月	1820	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 礼銭450目 土堂村庄屋専助、五人組金助・専四 郎の署名・承印あり
38	2-11	永代相渡申田地之事 田2反3畝6歩 (菴中村理左衛門抱地)	御蔵町渡人太左衛門、 同町受人五右衛門	菴中村孫左衛門	1	寛政8年2月	1796	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 礼銭230目 菴中村庄屋彦左衛門、五人組与兵 衛・喜兵衛の署名・承印あり
39	2-12	永代相譲田方証文之事 田4反4畝19歩 (鳥町村五郎八抱地)	渡人鳥町村重之、受人 同村惣左衛門	菴中村孫左衛門	1	文政4年2月	1821	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 礼銭500目 菴中村庄屋龜弥、五人組喜兵衛・惣 左衛門の署名・承印あり
40	2-13	永々相渡申田地之事 田2反3畝19歩	鳥町村長九郎 (大道寺隼人様御知行)	御蔵町左五右衛門	1	宝暦13年12月	1763	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 礼銭80目 石渡村庄屋助五郎、五人組太次兵 衛・喜右衛門の署名・承印あり 大道 寺隼人様御内岡倉庄助様宛 (代官)後藤十蔵・一戸与次衛門の署 名・承印あり 裏書に岡倉庄介の署名・承印あり
41	2-14	永々相渡申田畑屋敷之事 田畑2町4反22歩	菴中村百姓五右衛門	御蔵町喜右衛門	1	寛保元年12月	1741	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 人馬無百姓役勤兼 礼 銭600目 石渡村庄屋善助、五人組利右衛門・ 庄助の署名・承印あり(代官)山中 領之助の署名・承印あり
42	2-15	永々相渡申田畑之事 ①菴中村と鳥町村の田畑2町 1反9畝12歩(鳥町村長九郎の 抱地) ②田畑5反9畝(菴中村の戸 田清左衛門の知行地)	鳥町村百姓長九郎	御蔵町佐五兵衛	1	宝暦13年2月10日	1763	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 人馬無百姓役勤兼 礼 銭1貫500目 石渡村庄屋助五郎、五人組太次兵 衛の署名・承印あり 戸田清左衛門内 伊藤伝内の署名・ 承印あり 裏書に「表書之通承届相違無之者 也(代官)木村勘太夫、須郷金之丞」 の署名・承印あり
43	2-16	永代相渡申田地之事 田畑2反3畝19歩 (鳥町村長九郎抱地・大道寺 隼人様御知行地)	御蔵町渡人佐五右衛門	鳥町村吉郎右衛門	1	天明4年6月17日	1784	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意 礼銭80目 石渡村庄屋善助、五人組作右衛門・ 喜兵衛の署名・承印あり 大道寺隼人内 一戸節助の署名・承 印あり

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
44	2-17	永代相渡田畑屋敷之事 田2町6反3畝歩 ①石渡村領二有・御蔵地、津 軽外記知行地差除 ②鳥町村領二有・御蔵地、三 上戸右衛門知行地差除	石渡村百姓渡人五郎八、 野木村親類長右衛門	独狐村藤左衛門	1	寛延4年正月20日	1751	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 御収納米不納 礼銭1貫800目 五人組・庄屋印 裏書に「表書之通遂吟味承届者也 則 日(代官)佐野太次衛門と齋藤弥左 衛門」の署名・承印あり
45	2-18	永代相渡申田地之事 田1町7畝17歩 (菴中村長九郎抱地・戸田清 左衛門知行地)	渡人御蔵町佐五兵衛、 受人筒子崎村嘉兵衛	菴中村吉左衛門	1	天明4年5月	1784	包紙「石渡村清三郎屋敷証文入」 勝手不如意人馬無百姓俊勤兼 礼銭 540匁 菴中村庄屋孫左衛門、五人組善助・ 作右衛門の署名・承印あり 戸田清左衛門内 奈良岡多門の署 名・承印あり
46	3-1	差上証文之事	渡人石渡村安右衛門、 受人彦左衛門	菴中村孫左衛門	1	天保2年12月	1831	上納銭不納60目 庄屋龜弥、五人組惣右衛門の署名・ 承印あり
47	3-2	永代相渡申田地之事 田畑2町5反8畝16歩	鳥町村渡人左衛門次郎 (御蔵百姓)	鳥町村長之助	1	安永元年12月	1772	勝手不如意 礼銭1貫900目 石渡村庄屋利左衛門、五人組彦左衛 門・太次兵衛の署名・承印あり (代官)一戸半左衛門・黒滝長次郎の 署名・承印あり
			鳥町村長之助	菴中村弥太郎	1	安永7年12月	1778	安永7年12月に相対にて礼銭1貫500 匁で鳥町村長之助から菴中村弥太郎 へ(御蔵百姓)鳥町村左衛門次郎の 抱地
48	3-3	永々相渡シ申屋敷畑之事 (屋敷畑)9畝15歩	鳥町村渡人四右衛門、 同村渡シ人四郎兵衛	鳥町村新五郎	1	明和6年3月	1769	勝手不如意 代銭48目 石渡村庄屋助七、五人組太次兵衛・ 理左衛門の署名・承印あり
49	3-4	永代相渡申畑之事 畑7畝4歩 (石渡村仁右衛門抱地)	渡人鳥町村十兵衛、受 人同村五郎八	鳥町村長治郎	1	文化8年2月	1811	勝手不如意 礼銭70目 石渡村庄屋彦右衛門、五人組長右衛 門の署名・承印あり
50	3-5	永代相渡申田地証文之事 田2反3畝3歩 (石渡村御蔵(百姓)長右衛門 抱地)	渡人石渡村善助、受人 同村藤十郎	石渡村三左衛門	1	寛政7年2月	1795	礼銭150目 舟水村庄屋源助、石渡村五人組与兵 衛・喜兵衛の署名・承印あり
51	3-6	永代譲渡申田地之事 田2反3畝6歩 (菴中村領二有 三上久六様 御知行地)	渡人理右衛門、外瀬村 親類受人源十郎	塩屋久右衛門	1	天明6年正月	1786	勝手不如意 礼銭390匁 石渡村庄屋孫左衛門、五人組善助(孫 兵衛代)・作右衛門の署名・承印あり 裏書に「天明6年(1786)2月(代官) 三上林七」の署名・承印あり ※最 後に寛政3年(1791)10月の堺屋久 右衛門から御蔵町左衛門への譲状が 付いている
52	3-7	(舟水村久作抱畑方入)				弘化4年力	1847	三葉 「舟水村久作抱畑方入」の中に、「弘 化4丁未年当御収納手形入 十月」、 さらにその中に「手形入 花田伊三郎 様 土岐庄兵衛様」とあり、花田と土 岐は代官と思われる
53	3-8	永代相渡申畑方之事 畑4畝27部(歩) (石渡村長右衛門抱地)	鳥町村渡人孫十郎、同 村受人惣左衛門	塩屋弥五兵衛	1	文政13年正月	1830	夫喰米不納 礼銭65匁 庄屋龜弥の署名・承印あり 端裏書に「孫十郎抱畑方」とあり
54	3-9	永代相渡田地之事 ①田8反8畝10歩 鳥町村善 助抱地 ②田6反8畝15歩 鳥町村五 郎八抱地 ③田1反7畝4歩 鳥町村佐 (衛)門次郎抱地	菴中村本家孫左衛門、 御蔵町受人塩屋弥五兵 衛	石渡村孫四郎	1	天保5年正月	1834	本家・受人印あり 裏書に「表書之通承届者也 則日 庄 屋平助」の署名・承印あり ※平助は石戸谷平助と思われる
55	3-10	永代相渡申畑方証文之事 畑5畝15歩 (舟水村久作抱地)	菴中村本人与左衛門、 受人権太	御蔵町清蔵	1	文政8年3月	1825	勝手不如意 代銭150目 舟水庄屋林之丞、五人組善助の署名・ 承印あり
56	3-11 cf.管理 番号No. 3-10	永代相渡畑方証文之事 畑5畝15歩 (舟水村久作抱地)	菴中村渡人与左衛門、 受人権太	菴中村孫左衛門	1	天保6年11月	1835	勝手不如意 礼銭33匁 庄屋林之丞、五人組善助・三十郎の 署名・承印あり
57	3-12	覚	石戸谷龜弥	白戸伊三郎、中村蔵 次郎	1	文政12年3月	1829	田畑仕込入用のために銭2貫500目 借用 引当として所持田方永代渡証文差上 裏書に「土堂村孫六田方証文入」と あり
58	3-13	永代相讓田畑証文之事 田畑8町3畝23歩 (石渡村長右衛門、菴中村久 兵衛・五右衛門抱地)	渡人菴中村孫左衛門、 親類受同村勘助	銀主代越前屋惣助	1	文政11年2月	1828	勝手不如意 礼銭4貫300目 菴中村庄屋龜弥、五人組宗左衛門・ 喜兵衛の署名・承印あり (代官)石戸谷弥太郎・石村九八郎の 署名・承印あり
59	3-14	永代相渡申田地之事 田畑2町4畝17歩 (田畑共土堂村御蔵百姓佐右 衛門抱地)	土堂村百姓佐右衛門	土堂村平次郎	1	寛政6年12月	1794	勝手不如意人馬無 代銭600匁 土堂村庄屋孫次郎、五人組権六・長 兵衛の署名・承印あり 裏書に「表書之通承届者也 即日(代 官)太田市左衛門・伊藤富次郎・吉村 理右衛門」の署名・承印あり
60	3-15	永代相渡候田方打分証文之事 田2反1畝20歩 (権六抱地の内)	本人平澤小左衛門	土堂村作助	1	寛政7年11月	1795	勝手相談二寄永代相渡 代銭60匁 土堂村庄屋孫次郎、五人組長兵衛の 署名・承印あり
61	3-16 cf.管理 番号No. 3-17	永代相渡畑方証文之事 畑9畝24歩 (石渡村長右衛門抱地)	鳥町村渡人太三郎、同 村受人長左衛門	菴中村孫左衛門	1	文政3年正月	1820	勝手不如意 礼銭46匁 石渡村庄屋五右衛門、五人組喜兵衛・ 宗左衛門の署名・承印あり

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
62	3-17 cf.管理 番号No. 3-16	畑方証文之事 畑9畝24歩 (石渡村長右衛門抱地)	鳥町村開発持主三太郎		1	文化14年12月	1817	荒地開発の畑方所持 石渡村庄屋彦左衛門、五人組惣左衛門・藤兵衛の署名・承印あり
63	3-18	覚	鳥町村与之衛、つき、 仲立外瀬村伊介、親類 受人鳥町村六左衛門	滝中村孫左衛門	1	天保15年2月	1844	銭30目 永代売渡候 「右者私持分佐右衛門次郎畑代銭礎二 請取申候以上」とあり
64	3-19	永代相渡申地之事 田2反2畝20歩 (舟水村林兵衛抱地の内)	外瀬村渡人茂左衛門、 同村親類受人勘三郎	滝中村孫左衛門	1	文化11年12月	1814	勝手不如意 礼銭160目 舟水村庄屋新兵衛、五人組勘四郎・ 善助の署名・承印あり
65	3-20	永代相渡屋鋪証文之事 19歩 (佐助抱地)	渡人弥惣兵衛、受人三 之助	石渡村藤十郎	1	文政5年11月	1822	勝手二寄礼銭150目 滝中村庄屋龜弥、五人組宗左衛門、 喜兵衛の署名・承印あり
66	3-21	永代相讓申田方証文之事 田2反7畝19歩 (舟水村源四郎・長五郎・又 三郎の抱地)	讓人石渡村清左衛門	長八	1	寛政13年2月	1801	勝手二寄永代相讓り 舟水村庄屋源助、五人組助十郎・善 助の署名・承印あり
67	3-22	永々相渡申地之事 田1反1畝18歩 (鳥町村長九郎抱地、御蔵地)	鳥町村長九郎	御蔵町佐五右衛門	1	宝暦13年12月	1763	勝手不如意 礼銭40目 石渡村庄屋助五郎、五人組太次兵衛・ 喜右衛門の署名・承印あり 三上林七宛 裏書に(代官)三上林七の署名・承印 あり 端裏書「鳥町 長九郎」とあり
68	3-23	永代相渡申田畑之事 ①田1町6反18歩(鳥町村御 蔵百姓長九郎抱地・同村二有) ②田3反1畝18歩(戸田清左 衛門様知行地・滝中村二在・ 長九郎抱地) ③畑1反8畝11歩(滝中村領 二有 同人(長九郎)抱地)	御蔵町渡人佐五兵衛	吉郎右衛門	1	天明4年6月17日	1784	勝手不如意 礼銭300目 石渡村庄屋善助、五人組作右衛門・ 喜兵衛の署名・承印あり ※裏書なし
69	3-24	永代相渡申証文之事 畑1反8畝6歩 (滝中村御蔵百姓長右衛門抱地)	滝中村渡人長右衛門、 親類受人太郎助	滝中村弥太郎	1	天明2年7月	1782	勝手不如意 礼銭80匁 滝中村庄屋安右衛門、五人組孫左衛 門・作右衛門・善助の署名・承印あり
70	3-25	永代相渡申田地之事 (鳥町村(御蔵百姓)長九郎 抱地)	御蔵町渡人佐五右衛門	鳥町村吉郎右衛門	1	天明4年6月17日	1784	勝手不如意 礼銭40目 石渡村代庄屋善助、五人組作右衛 門・喜兵衛の署名・承印あり (代官)三上林七宛 三上林七の署名・承印あり
71	3-26	覚 田畑1町8反6畝13歩	土堂村庄屋彦七、同村 五人組孫次郎、右同断 権六	蒔苗村長右衛門	1	天明5年4月	1785	土堂村御蔵長兵衛死絶により上げ地 から長右衛門へ譲渡 (代官)花田伊三郎・土岐庄兵衛の署 名・承印あり
72	3-27	永代相讓田方証文之事			1	文政年代のもの	1818~ 1830	書き損じ 勝手不如意 礼銭500目
73	3-28	永代相渡申田畑之事 田3町2反1畝8歩	御蔵町渡人吉郎右衛門、 同町請人吉三郎	滝中村孫左衛門	1	文化3年2月	1806	勝手に寄せ 礼銭1貫200目 庄屋の署名・承印は彦左衛門、五人 組の部分は切れて見えず
74	3-29	永代相渡申田畑之事 田畑2町4畝17歩 (田畑とも土堂村御蔵(百姓) 佐右衛門抱地) ①田：此分荒地二而斎藤喜左 衛門様開発分二分地 ②田：斎藤孫左衛門様知行地	土堂村平次郎	滝中村孫左衛門	1	享和3年正月	1803	勝手に寄せ 礼銭950匁 土堂村庄屋孫次郎、五人組専九郎・ 彦七の署名・承印あり
75	4-1	覚			1	10月2日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石戸谷孫左衛門殿へ」と あり
76	4-2	(書簡)	柳又伊三	石戸谷	1	6月8日		「諸書管」記載の帯の内
77	4-3	(断簡)			1			「諸書管」記載の帯の内 「銭2貫28匁 惣御連中様より頂戴」 とあり
78	4-4	(書簡)			1	2月16日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石渡村庄屋中(代官)工 藤九郎一ノ用事」とあり
79	4-5	(書簡)			1	2月7日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石渡村庄屋中様 川越縣」 とあり
80	4-6	覚			1			「諸書管」記載の帯の内 「大廻り入用銭45匁2歩6厘 内 泉や (泉屋)23匁、御役所22匁2歩6厘 御 検見入用～」とあり
81	4-7	覚	藤代村代庄屋	牛馬取扱役石戸谷儀 兵衛	1	安政6年力 未11月13日	1859	「諸書管」記載の帯の内 馬斃死につき馬札ならびに皮上納の届
82	4-8	(書簡)		石戸谷儀兵衛	1			「諸書管」記載の帯の内
83	4-9	藤代村	御代官		1	子6月 元治元年力	1864	「諸書管」記載の帯の内 御代官の承印あり 人夫役17人(八代)御郷蔵建て直し
84	4-10	町田村	御代官		1	子ノ6月 元治元年力	1864	「諸書管」記載の帯の内 御代官承印あり 人夫役17人(八代)御郷蔵建て直し
85	4-11	舟水村	御代官		1	子6月 元治元年力	1864	「諸書管」記載の帯の内 御代官の承印あり 人夫36人 八代御蔵取建直し

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
86	4-12	土堂村	御代官		1	子6月 元治元年力	1864	「諸書管」記載の帯の内 御代官の承印あり 人夫17人 八代御蔵取建直し
87	4-13	中崎村	御代官		1	子6月 元治元年力	1864	「諸書管」記載の帯の内 御代官の承印あり 人夫32人 八代御蔵取建直し
88	4-14	三世寺村	御代官		1	子6月 元治元年力	1864	「諸書管」記載の帯の内 御代官の承印あり 人夫50人 八代御蔵取建直し ※八代は三世寺の枝村
89	4-15	覚	小友村惣兵衛		1			「諸書管」記載の帯の内 馬斃死 尾や皮、馬札を上納の届
90	4-16	口上	孫■■■	石戸谷様	1	10月23日		「諸書管」記載の帯の内
91	4-17	(書簡)			1	10月25日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石戸谷儀兵衛～」とあり
92	4-18	(書簡)			1	12月11日		「諸書管」記載の帯の内
93	4-19	(書簡)			1	2月11日		「諸書管」記載の帯の内 「私支配滝中村与左衛門より申出」とあり
94	4-20	覚	要二郎	滝中村様	1	11月8日		「諸書管」記載の帯の内 銭55匁5歩
95	4-21	覚	代庄屋彦次郎	石戸谷儀兵衛	1	文久3年10月	1863	「諸書管」記載の帯の内 笹館村伝三郎の建馬・栗毛17歳斃死の届
96	4-22	乍恐御答之覚	妙戸崎村百性重兵衛	妙戸崎村代庄屋藤蔵	1	巳10月 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 馬札の名義に関する問い合わせについての回答 藤蔵から(代官)唐(牛)十太郎・今和作宛て
97	4-23	覚	長次郎堰懸人	藤代村庄屋中	1	午4月6日 明治3年力	1870	「諸書管」記載の帯の内 工作人夫6人 長次郎堰入用
98	4-24	覚	長次郎堰懸人	右村庄屋中	1	午3月20日 明治3年力	1870	「諸書管」記載の帯の内 工作人夫8人 長次郎堰入用
99	4-25		石渡村専四郎	石戸谷儀兵衛	1	5月27日		「諸書管」記載の帯の内 当村馬帳12冊差出
100	4-26	(断簡)			1			「諸書管」記載の帯の内 「手形此より御見引被成下度奉願候」とあり
101	4-27	(書簡)	郡所馬調方	滝中村石戸谷儀兵衛	1	11月22日		「諸書管」記載の帯の内 「先頃申談之通馬帳引合之儀」とあり 裏に「御多留」等の記載あり
102	4-28	覚	齋藤次五左衛門		1	巳11月19日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 「2両180匁 藤代村右者青柳村領大門 大留切之内御手入御普請入用」とあり 「藤代石渡庄屋中 御代官」の包紙あり
103	4-29	(書簡)	詰丸	文弥	1	4月21日		「諸書管」記載の帯の内 昨日番当差遣候切手三通あり
104	4-30	覚	滝中村石戸谷	塩屋五兵衛	1	西7月10日 文久元年力	1861	「諸書管」記載の帯の内 金頭、蠟燭之串など、75匁4分の費用明細力
105	4-31	勘助出候			1			「諸書管」記載の帯の内 後段に「孫左衛門出候」とあり、支出のここのようだが詳細不明
106	4-32	(書簡)			1	6月12日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石渡庄屋中 御代官」とあり
107	4-33	(書簡)			1			「諸書管」記載の帯の内 断簡 道や橋の修繕等を実施して、往来差支の無いようにすること等が書かれている
108	4-34	(書簡)			1	7月20日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石戸谷儀兵衛様 鍛冶屋」 「細工料代之内金式歩御遣し被成下懐入帳仕候」とあり
109	4-35	(書簡)			1			「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石戸谷儀兵衛様」「他郷馬願之節土手町蠟燭被到出候」とあり
110	4-36	覚			1	12月10日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石渡庄屋中 御代官」とあり、水門のサイズ・槌の代銭について書いたもの
111	4-37	(断簡)	孫左衛門	亀弥	1			「諸書管」記載の帯の内
112	4-38	(断簡)	石戸谷様	善太郎	1			「諸書管」記載の帯の内
113	4-39	(断簡)			1			「諸書管」記載の帯の内
114	4-40	断簡(覚)	又八		1			「諸書管」記載の帯の内 「拾九本 村市分 又八」とあり
115	4-41	覚	齋藤次五左衛門		1	巳11月24日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 「小作六人 石渡村」とあり 青女子村の大川普請御用のためと思われる
116	4-42	覚	齋藤次五左衛門		1	巳11月23日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 「小作七人 藤代村」とあり 青女子村の大川普請御用のためと思われる

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
117	4-43	覚	斎藤次五左衛門		1	巳11月15日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 「小作七人 藤代村」とあり 青女子村の「大川大留切御手入御普 請御用受取物件」とあり
118	4-44	(断簡)			1			「諸書管」記載の帯の内
119	4-45	覚			6	巳4月3日、4月4日、 4月5日、4月6日、 4月7日、5月11日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 6葉「大川村源右衛門田方地下ケ人 夫」についての覚 印あり
120	4-46	覚	石戸谷儀兵衛 掛合 庄屋惣七		9	丑9月 慶応元年力	1865	「諸書管」記載の帯の内 9葉「青女子村大川入用受取」の覚 印あり
121	4-47	断簡 (永代相讓申候)			1			「諸書管」記載の帯の内 「親類相談之上貴殿江永代相讓申候」 とあり
122	4-48	(書簡)			1	12月22日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石渡御役所御手代中様 石 渡ノ庄屋文弥」「別紙小手形在中」と あり 買い入れた小手形上納の報告力
123	4-49	覚	右村庄屋中	御普請所	1	午7月11日 安政5年力	1858	「諸書管」記載の帯の内 山作入夫3人 藤代村長八 藤代村長次郎セキ所の御入水方入用 関係のもの 印あり
124	4-50	覚		鳶ノ松右衛門	1	巳9月5日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 大川御普請入用 印あり
125	4-51	覚		御普請所	1	ミ9月3日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 大川御普請入用 印あり
126	4-52	覚		徳左衛門	1	巳9月5日 安政4年力	1857	「諸書管」記載の帯の内 印あり
127	4-53	覚	御手代中様	代庄屋又次郎	1	2月13日		「諸書管」記載の帯の内 「右者二月十二日に御蔵出し仕候」 とあり
128	4-54	(書簡)			1	12月21日		「諸書管」記載の帯の内 端裏書に「石渡村庄屋中 御代官」と あり 買入米について不納がある事から、 これまでの手形を持参することを命 じたもの
129	4-55	(断簡)			1			「諸書管」記載の帯の内
130	4-56	(断簡)			1			「諸書管」記載の帯の内
131	4-57	覚	庄屋永太郎	石戸谷儀兵衛	1	6月10日		「大正六年二月業■調」の内
132	4-58	覚	論立方手代小使	庄屋中	1	9月16日		「大正六年二月業■調」の内
133	4-59	(断簡)			1			「大正六年二月業■調」の内 包紙力「菴中石戸谷儀兵衛」とあり
134	4-60	(略節)	木村安五郎	菴中村様	1	12月17日		「大正六年二月業■調」の内
135	4-61	(書簡)	在府丁	亀や(亀弥)様	1			「大正六年二月業■調」の内
136	4-62	口上	奉行中	石戸谷様	1	閏2月18日 嘉永5年力	1852	「大正六年二月業■調」の内 「昨十一日御検地人→早馬式足仰出被 成候」
137	4-63	(書簡)		石戸谷龜弥力	1	3月7日		「大正六年二月業■調」の内
138	4-64	口上			1	9月14日		「大正六年二月業■調」の内 「祭りに付遠方より出入之者参」 ※管理番号No.4-75と同一筆跡
139	4-65	(断簡)						「大正六年二月業■調」の内 「四月十一日水木在家村より山買人相 談ニ参候様にて馬式疋引連れ候」と あり
140	4-66	(書簡)	馬喰締役五郎右衛門 次郎八	菴中村石戸谷儀兵衛 様	1	2月5日		「大正六年二月業■調」の内 「組下馬喰共則日不残呼寄」とあり
141	4-67	(書簡)		石戸谷儀兵衛様	1	3月8日		「大正六年二月業■調」の内 「為御祭礼青駒拾貳匁」とあり
142	4-68	(書簡)		塩屋九郎右衛門様	1	3月8日		「大正六年二月業■調」の内 「為御祭礼青駒貳匁」とあり
143	4-69	(書簡)	木村岩五郎	石戸谷儀兵衛	1	12月17日		「大正六年二月業■調」の内 「御祭礼青駒貳拾目と懸計置与願」と あり
144	4-70	(断簡)			1	7月18日		「大正六年二月業■調」の内 「七月十八日郷馬動方■んき之事」と あり
145	4-71	(断簡)			1			「大正六年二月業■調」の内 「苅テ山江登山之事四月廿七日之候」 とあり
146	4-72	覚		鯨ヶ沢町弁次郎、喜 兵衛、勇吉	1	亥ノ八月 文久3年力	1863	「大正六年二月業■調」の内 買馬について売券を添えての申し出
147	4-73-1	(書簡)	塩屋善兵衛	石戸谷平助	1			「大正六年二月業■調」の内
148	4-73-2	(書簡)			1			「大正六年二月業■調」の内 ※管理番号No.4-73-1の尚々書
149	4-74	(書簡)	成田松太郎	菴中村庄屋文弥様	1			「大正六年二月業■調」の内 「以前之通帯刀御面之上諸仕立方取扱 被仰付」とあり

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
150	4-75	(書簡)		石戸谷儀山様	1	9月6日		「大正六年二月業■調」の内「馬懸り馬手配難儀にて私以遠慮迷惑」とあり ※管理番号No.4-64と同一筆跡
151	4-76	口上之覚			1	6月		「諸書停 大正六年式月六日」の内三世寺土場所について「土場所御入用山作人夫不残御割付被仰付村々一統難儀仕」とあり
152	4-77	(書状)		石戸谷様	1	10月20日		「諸書停 大正六年式月六日」の内裏書に「菴中様」「御馬合無御座候ハタ」とあり
153	4-78	覚	馬調方	石戸谷儀兵衛	1	11月5日		「諸書停 大正六年式月六日」の内「栗毛18才駒青女子村幸吉 青毛11歳駒小友村卯兵衛」とあり
154	4-79	乍恐口上之覚	石戸谷村佐藤文衛	(代官)花(田)運吉・工(藤)九郎一	1	4月13日		「諸書停 大正六年式月六日」の内裏書に「申出之通御届候 四月十三日御代官」 郷蔵取り立てについて申し出 ※八代御蔵関係力
155	4-80	(書簡)	富太郎	儀兵衛	1			「諸書停 大正六年式月六日」の内破損の恐れあり未開封
156	4-81	口上	花田文三郎	石戸谷様	1	12月8日		「諸書停 大正六年式月六日」の内「為御薬礼青駒六匁」
157	4-82	(書簡)	木村岩五郎	石戸谷儀兵衛	1	9月2日		「諸書停 大正六年式月六日」の内甲冑について書いたもの
158	4-83	(書簡)	塩屋九郎兵衛	石戸谷儀兵衛	1	10月朔日		「諸書停 大正六年式月六日」の内「酒沢山御惠贈承候」とあり礼状
159	4-84-1	(書簡)	塩屋庄三郎	石戸谷儀兵衛	1			「諸書停 大正六年式月六日」の内破損の恐れあり未開封
160	4-84-2	(書簡)	神久右衛門	石戸谷儀兵衛	1			「諸書停 大正六年式月六日」の内破損の恐れあり未開封
161	4-85	(書簡)	御代官	石渡村庄屋中	1	4月13日		「諸書停 大正六年式月六日」の内御蔵取建について、上納銭未納あることから皆納する事とあり ※八代御蔵関係力
162	4-86	(書簡)	土堂村内小地	石戸谷様	1			「諸書停 大正六年式月六日」の内破損の恐れあり未開封「先頃馬拝借之儀願上候処」とあり
163	4-87	(断簡)			1	12月11日		「諸書停 大正六年式月六日」の内「餅米代九十目差上」とあり
164	4-88	(包紙)		石戸谷村庄屋中	1			「諸書停 大正六年式月六日」の内
165	4-89	記	又右衛門他一名	円次郎・助七・孫八	1	5月2日		「諸書停 大正六年式月六日」の内「当年廂入申度相談二相成候」とあり
166	4-90	口上	文弥	庄三郎	1	10月2日		「諸書停 大正六年式月六日」の内半合羽の今日拝借願
167	4-91	(包紙)	妙戸崎村庄屋米太郎	石渡村石戸谷儀兵衛	1			「諸書停 大正六年式月六日」の内
168	4-92	(書簡)	庄三郎	孫兵衛様	1			「大正六年式月書信」こより綴じの内亀甲鈴木一昨日御締に付、町役に御預けを知らせたもの
169	4-93	記	謙六	小次郎	1	10月8日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「田方増米取立勘定帳・田方図式式枚 右之通御回状従願上」とあり
170	4-94	口上	謙六	庄三郎 鉄右衛門	1	9月21日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「駄下増銭勘定帳御廻被下度」とあり
171	4-95	(書簡)	葛西文四郎	石戸谷小次郎	1	10月11日		「大正六年式月書信」こより綴じの内拝借銭之儀
172	4-96	実数調之表	三世寺村代庄屋熊七郎	鳴謙六・福平内・谷永太郎	1	巳五月 安政4年力	1857	「大正六年式月書信」こより綴じの内※受取人の3名は代官と思われる
173	4-97	(書簡)	大川村藤田巷三郎		1	7月12日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「中崎村漆畑初納附御給地願」とあり
174	4-98	(書簡)	戸長	石戸谷孫衛	1	閏6月12日		「大正六年式月書信」こより綴じの内
175	4-99	(断簡)			1	6月1日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「其節御約申上候分」とあり
176	4-100	(書簡)			1			「大正六年式月書信」こより綴じの内内容は村役の賄等について
177	4-101	(書簡)	市太郎	小次郎	1	11月21日		「大正六年式月書信」こより綴じの内裏書「石戸谷孫衛様 神市太郎」
178	4-102	(書簡)	元高杉組	戸長・副戸長	1	10月19日		「大正六年式月書信」こより綴じの内第廿三区
179	4-103	口上	藤田卷三郎	鳴海謙六	1	11月12日		「大正六年式月書信」こより綴じの内裏書に「藤田卷三郎殿 鳴海謙六」 ※鳴海は代官と思われる 「御駄下増銭儀勘定帳」
180	4-104	(書簡)	工藤セイ太郎	石戸谷孫衛	1	10月5日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「困窮之到候間仕テ願クハ」
181	4-105	(書簡)	五郎衛門役場	石戸谷孫衛	1	1月8日		「大正六年式月書信」こより綴じの内明9日役場へ出頭を命じたもの裏書に「菴中村石戸谷孫衛殿 五軒組 五郎右衛門役場」とあり

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
182	4-106	(書簡)		戸長	1			「大正六年式月書信」こより綴じの内裏書に「第廿三大区五 戸長御中 月番」とあり樋水門古木拵代につき、正副戸長の呼び出し
183	4-107	覚	今野五兵衛	石戸谷孫衛	1			「大正六年式月書信」こより綴じの内「此問札三門四拾壹錢一厘九毛」とあり
184	4-108	(書簡)	鳥町村戸長役場	石戸谷孫衛	1	明治13年8月27日	1880	「大正六年式月書信」こより綴じの内裏書に「滝中村石戸谷孫衛 鳥町村戸長役場」とあり役場への出頭連絡
185	4-109	覚	泉や(泉屋)三次郎	藤田様	1	10月19日		「大正六年式月書信」こより綴じの内裏書に「藤田様 泉や三次郎」とあり石戸谷幸次郎から米の貸付について延引を願ったもの
186	4-110	覚	町田藤代兩村五軒組同頭 善次郎以下6名重立文右衛門	石戸谷小次郎	1	明治5年3月9日	1872	「大正六年式月書信」こより綴じの内「村方惣面吟味方願之通被仰付」とあり
187	4-111	記	戸長	石戸谷孫衛	1	3月24日		「大正六年式月書信」こより綴じの内青森県第三大区 正副戸長
188	4-112	記			1	4月1日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「一 錢四百匁 木品買入」等
189	4-113	口上	鳴海	滝中石戸谷様	1	11月25日		「大正六年式月書信」こより綴じの内裏書に「滝中石戸谷様 鳴海 作人手形在中」とあり内容は「駄下増錢之義」※鳴海(謙六)は代官と思われる
190	4-114	(書簡)	廿区内小六区戸長	廿三区戸長御中	1	10月29日		「大正六年式月書信」こより綴じの内内容は「貢米金納之儀」について
191	4-115	(断簡)			1			「大正六年式月書信」こより綴じの内
192	4-116	(書簡)			1			「大正六年式月書信」こより綴じの内内容は「駄下増錢」のこと
193	4-117	(書簡)		石戸谷孫兵衛	1	10月5日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「来ル八日午後五時過ヨリ東奥義塾云々とあり
194	4-118	(下書)	副戸長石戸谷孫衛	青森県検見出役芹川高正	1	明治5年11月22日	1872	「大正六年式月書信」こより綴じの内「第二十三区川前畑方常検見仕出張可引入」とあり
195	4-119	口上書	助や	平助	1	8月9日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「甚乍御面倒此知らせ状早速御届」とあり
196	4-120	石代金御取延願			1			「大正六年式月書信」こより綴じの内石渡村・大川村の内容
197	4-121	達	青森県権令菱田重禧	第三大区六ノ小区戸長	1	4月20日	1873	「大正六年式月書信」こより綴じの内明治6年3月の神社改正に付き社務取扱を差し免ぜられたもの
198	4-122	(書状)	郡所馬調方	石戸谷平助	1	11月5日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「上納錢之義」明後七日四時頃郡所へ罷越とあり
199	4-123	(断簡)			1			「大正六年式月書信」こより綴じの内清兵衛抱について
200	4-124	(書簡)	御検見■衛	佐藤利助	1	9月2日		「大正六年式月書信」こより綴じの内※佐藤利助は代官か検見人と思われる
201	4-125	覚			1			「大正六年式月書信」こより綴じの内米五升七合とあり
202	4-126	(書簡)			1			「大正六年式月書信」こより綴じの内「大川村領田方式反壹畝拾三步 善兵衛抱 出錢諸郷役 初共出候」とあり
203	4-127	口上		滝中様	1	3月20日		「大正六年式月書信」こより綴じの内代料式円について
204	4-128	(書簡)	小野元兵衛	石戸谷平助	1	12月8日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「為御薬札」とあり
205	4-129	覚			1	午12月 安政5年力	1858	「大正六年式月書信」こより綴じの内「一 銀百六拾匁 午十二月 高杉組」とあり
206	4-130	記			1	旧正月15日		「大正六年式月書信」こより綴じの内銀の拝借、父の酒代のこと
207	4-131	(書簡)	弥左衛門	石戸谷	1	旧10月7日		「大正六年式月書信」こより綴じの内石代について
208	4-132	(書簡)			1	8月7日		「大正六年式月書信」こより綴じの内弘前大区役所に各小区より出金して御備金とする内容
209	4-133	(書簡)		石戸谷	1	10月7日		「大正六年式月書信」こより綴じの内「勘定錢へ御取懸二相成候」とあり
210	4-134	(書簡)	庄三郎	石戸谷儀兵衛	1	8月22日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内私信
211	4-135	(書簡)	小兵衛	儀兵衛	1	6月15日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内「来る15~16日に馬3疋拝借したい」という内容

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
212	4-136	覚	代庄屋紋右衛門	牛馬御取扱役中	1	亥6月 文久3年カ	1863	「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 小友村右三郎の青毛・当12才駒斃死により、耳・皮・尾・蹄等上納届
213	4-137	(書簡)			1	10月13日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 年賦銭について11月下旬までに返済したいという内容 裏書に「菴中村 孫■■■■」とあり※ ■部分は孫左衛門カ
214	4-138	(書簡)			1	極月19日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 裏書に「■■■年 若党丁」とあり
215	4-139	(書簡)	小山房店	石戸谷様	1	極月25日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 買い物代改め文弥様へ帳合 自分の二男は学校をやめて店の手伝いをしているという内容
216	4-140	口上	主丁	石戸谷孫蔵	1	12月12日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 焚炭20俵尊宅まで付け上げ依頼、代銭上納するという内容カ
217	4-141	乍恐口上之覚	木筒村庄屋甚五郎	唐十太郎・花運吉	1	戌6月 文久2年カ	1862	「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「青毛5才駒の売買について、馬札の譲渡がなく、売券のみ 売券は広田組漆川村三四郎の名義なので調査の上で馬札を交付して頂きたいという」内容
218	4-142	(書簡)	太田	石戸谷様	1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「今日本勘定相成候」とあり
219	4-143	口上			1	2月22日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「手金も不足ニ相成殊ニ大迷惑仕候」とあり
220	4-144	口上	要■	庄屋様	1	12月16日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「六拾九匁式分 御用銭差残之上納」とあり
221	4-145	(書簡)			1	正月14日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 餅米代2ヶ年分についての内容
222	4-146	御陳			1	4月20日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 裏書に「菴中村文弥様 高田清野」とあり 「御返事之義ハ廿三日四日頃迄」ともあり
223	4-147	(書簡)			1	9月12日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内
224	4-148	(書簡)			1	4月1日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内
225	4-149	覚	桑原十右衛門	石戸谷 様	1	12月12日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「一 白米式斗御屋敷分 一 白餅米式斗田茂木丁 竹内多作分」とあり
226	4-150	(断簡)			1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「養親為病養湯江湯治願濟ニ相成去四日同所江罷越申候」とあり
227	4-151	口上	種市村類右衛門	石渡村庄屋中 様	1	10月8日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「替人夫之義度々御願奉申上候、即而迷惑ニ奉存候得共、右九人不残明後十日中〜御普請所々相動申上候」とあり
228	4-152	覚	木筒村庄屋甚五郎	石戸谷儀兵衛	1	亥6月6日 文久3年カ	1863	「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 裏書に「馬札願之義 上 木筒村庄屋甚五郎」馬43疋の馬札を譲渡願うもの
229	4-153	(断簡)			1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 味噌や餅米についての内容
230	4-154	(書簡)	柳米蔵	石戸谷儀兵衛	1	11月26日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「奥方懐指之處三四日頃帶來月メ之御積之代上候」とあり
231	4-155	(書簡)	御代官	石渡村庄屋中	1	3月15日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 裏書に「石渡村庄屋中 御代官」石渡村代庄屋文弥が忌中のため、鳥町村百姓要次郎が当分代庄屋を務める内容

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
232	4-156	覚	野木村庄屋藤太郎	石戸谷儀兵衛	1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 野木村基太郎の「栗毛当拾歳駒」が病死し皮を送るとの内容
233	4-157	(書簡)	米吉	りり	1	11月9日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内
234	4-158	(書簡)	大坂屋節右衛門	石戸谷儀兵衛	1	11月12日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 婚姻案内(倅国太郎方江山内才吉娘婚姻)
235	4-159	(断簡)			1	11月4日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 明後6日親17回忌のお知らせ
236	4-160	(尚々書)			1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「先頃申上候分今日口上より差上可申候間此段先奉申上候」とあり
237	4-161	(書簡)			1	3月30日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「同所御備之内より相渡成来二付右儀銭数拾三匁三分六厘」とあり
238	4-162	(書簡)	御代官	石渡村	1	子3月 元治元年力	1864	「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「山作人夫式拾七人七歩右ハ船水村領開発田方水沢土居積立入用」とあり
239	4-163	(下書)	野木村代庄屋藤三郎	(代官)唐(牛)十太郎・三(浦)彦助	1	安政6年6月	1859	「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 青毛8才駒売却後の馬札の発行を要望
240	4-164	(書簡)	御代官 藤代村より	川添村庄屋中	1	6月20日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「駒越村矢来より債留迄鮎漁御差留」とあり
241	4-165	(名簿)			1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 紺屋町・亀甲町・春日町・館野村・横丁・猿賀組・川端丁・土手町等人名メ36軒分
242	4-166	(書簡)	御代官	菟中村庄屋中	1	4月■日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 外瀬村漆木の馬除土居取崩之義者土居築直しをする内容
243	4-167	建書付之覚			1	安政2年6月	1855	「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 3足の藤代村の2才駒見分 反故力
244	4-168	(包紙)			1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「馬買替之儀二付御願 上 種市村代庄屋三十郎」からだされたもの
245	4-169-1	覚	松田助三郎	石戸谷 様	1	戊12月 文久元年力	1861	「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 11月差引残
246	4-169-2	(書簡)	庄屋藤三郎	石戸谷 様	1	3月20日		「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「私支配半次郎馬買替之儀二付度々御用状被仰付恐入」とあり
247	4-170	覚			1			「諸書簡 大正六年二月 業■」のこより綴じの内 「残メ式百四拾七匁御役所差越之表」
248	4-171	(断簡)			1		1865	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「丑ノ正月より同十二月迄賄米代」の記録※丑年は慶応元年(1865)カ
249	4-172	(書簡)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「米百俵三斗五升 石渡村」とあり
250	4-173	(書簡)			1	11月1日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「米合百貳拾壹俵五升七合舟水村」裏書に「十一月朔日 手形廿七匁」とあり
251	4-174	(書簡)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「米六拾俵式斗八升三合 石渡村」とあり
252	4-175	(書簡)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「米壹俵式斗 石渡村」とあり
253	4-176	(包紙)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「石渡村御役所二而石戸谷弥太郎様」とあり
254	4-177	(書簡)	詰合手代	石渡村庄屋中	1	12月2日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「助銭相廻不申候」とあり
255	4-178	(書簡)	作平	駒太郎・龜弥	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内
256	4-179	口上之覚	彦二郎	石戸谷 様	1	7月		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「拝見仕候絵本之儀」とあり
257	4-180	(書簡)	御代官	石渡村庄屋中	1	9月11日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「答書差出不申甚不埒二候」とあり
258	4-181	(書簡)			1	天保10年12月	1839	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内 「藤代組石渡村鳥町村菟中村御用銭」

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
259	4-182	(書簡)			1	5月10日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「御願も甚迷惑ニ御座候」とあり
260	4-183	口上			1	9月23日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「大根残之由乍御迷惑明日一日何分願申上候」とあり
261	4-184	覚		石渡村代庄屋文弥	1		1862	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「菟中村真平と申者戌年大小拝借」とあり ※戌年は文久2年(1862)カ
262	4-185	(書簡)			1	8月21日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「昨日三次郎ヲ以願奉申上候」とあり
263	4-186	(断簡)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「妙堂崎村馬喰明跡有之二付、同村前助と申者印札渡方之上馬喰家業申付候」とあり
264	4-187	覚			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「芥 六百拾玉入苧袋 惣メ式貫二百八拾匁」とあり
265	4-188	口上之覚	高杉組村々庄屋共	花運吉・工九郎一	1	子4月 元治元年カ	1864	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「飯料行届兼難儀」につき「夫喰米拝借願」
266	4-189	(書簡)			1	10月5日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「前紙之通宗判不残上納仕」とあり
267	4-190	(断簡)	御代官	石戸谷儀兵衛	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「駄下米割合入用有之 斃馬早々取調」とあり
268	4-191	覚			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「勝手不如意」「礼銭七拾八匁」永代相渡証文の写しカ
269	4-192	(書簡)		ノ木(野木)村孫助	1	文政11年2月	1828	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「当秋十一月申中急度上納」「若不納之節ハ此受人より上納可到候」とあり
270	4-193	覚			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内名簿「メ十六軒」
271	4-194	(目録)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「川鮭式本」等
272	4-195	(断簡)			1	11月22日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「牛馬取扱能」云々
273	4-196	(断簡)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「右者前書之通上納仕候間御請取被下度奉願上候」とあり
274	4-197	(馬の買券)	佐次兵衛	(儀兵衛宛カ)	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内斃死届「青毛四歳 拾七歳 三歳」3頭分 佐次兵衛の印あり
275	4-198	(断簡)	成田専五郎	庄屋文弥	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内
276	4-199	(歌)		御代官花田運吉・工藤九郎一	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内2首書かれている
277	4-200	(断簡)	田市	石戸谷 様	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内
278	4-201	(断簡)	菟中村	御蔵町大工様	1	11月		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内
279	4-202	御触状之写	御代官	藤代組村々庄屋中	1	11月17日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内裏書「御用写 廻状 御代官 石渡村より」長勝寺霊屋外廻土塀手入方について仮の簀垣引き剥ぎ取ったものがある
280	4-203	(断簡)	御代官	三世寺・大川・青女子・小友各村々庄屋中	1	6月8日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内
281	4-204	(書簡)	鎌田勘六	石戸谷文弥	1	10月20日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内二男大工見習の届カ
282	4-205	(書簡)	詰合手代	石戸谷儀兵衛	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内裏書に「御用 石戸谷儀兵衛様 詰合手代 石渡村より写」「過日申上候用水堰之義」とあり
283	4-206	(書簡)			1	子4月 元治元年カ	1864	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「菟中村・船水村境界論地之場所江植付候漆木抜捨殊ニ土居散々破損仕候処」→犯人を捜索しているが、そうした者はいないとの回答
284	4-207	覚	御代官	藤代堰水卜庄屋中	1	4月25日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内裏書「藤代堰水卜庄屋中御用 御代官」藤代堰留切用木品不足のため拝借銭
285	4-208	口上	角田勇蔵・成田松太郎	庄屋文弥	1	9月17日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内裏書に「庄屋文弥様 御用 角田勇蔵 成田松太郎」「借銭早速上納ニ相成候処」とあり ※角田と成田は代官と思われる
286	4-209	覚	石田屋基右衛門		1	亥4月22日 文久3年カ	1863	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「石渡村鹿毛沓枚・尾・蹄共代6匁6分」の代金支払書
287	4-210	覚	竹内四郎左衛門	御手代中様	1	巳5月7日 明治2年カ	1869	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内受取「御膳物代之受取 円子四両式匁」
288	4-211	(断簡)	山形三郎兵衛	御代官中	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
289	4-212	(書簡)			1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内馬の買券5枚・売券3枚を則奉上了したるもの
290	4-213	(書簡)			1	6月2日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内馬の買券5枚・売券3枚 その内帳面に佐五左衛門とあるが、買券には嘉七とあるので修正して欲しいと要求
291	4-214	(書簡)	神孫蔵	石戸谷儀兵衛	1	12月27日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内「当年拝借の5両を早速返納すべき 不義理は良くない」と催促した内容
292	4-215	口上		滝中石戸谷様	1	西7月4日 文久元年カ	1861	「諸書翰 大正六年二月」綴じの内
293	4-216	(断簡)	茂左衛門	亀弥	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内
294	4-217	(書簡)	藤田助弥	石戸谷儀兵衛	1			「諸書翰 大正六年二月」綴じの内法事の知らせ
295	4-218	覚	森与一郎	石戸谷 様	1	6月21日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内裏書に「滝中村庄屋中 森与一郎 御用」とあり、森の印あり ※森は代官と思われる
296	4-219	覚	種市村代庄屋三十郎	石戸谷儀兵衛	1	10月22日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内半右衛門の青毛17歳駒が斃死したので皮・尾・平蹄札共を上納
297	4-220	(書簡)	宿長次郎	孫次郎・勘助・専次郎・新兵衛	1	10月10日		「諸書翰 大正六年二月」綴じの内裏書に「滝中石渡舟水堰役中様 藤代せき当ぼん」「藤代堰勘定仕度御座候得共短日二付」とあり
298	5-1	(書簡)	文助	左衛門様	1	7月14日		「理左衛門様前紙証文御渡」とあり
299	5-2	請取分方	庄や専介	三五郎様	1	11月28日		「文化四卯辛より当年迄十四ヶ年之間孫左衛門より上納 取り帳表此取二而三斗四升三分宛不足二相成候」とあり
300	5-3 cf.管理番号No.7-68	覚			1		1868	弟儀兵衛の建家石渡村1軒 昨辰年夫々家建江取懸候 分地は養父存生中の頃からの計画 弟源蔵、養弟寅吉二男豊吉への分地記載あり ※辰年は明治元年(1868)カ
301	5-4 cf.管理番号No.7-34	(書簡)	藤田五三郎		1	3月22日		相坂直之進が御蔵百姓佐三郎所持の諸役を滞納したという内容
302	5-5	記			1			林崎村他7ヶ村の有札について
303	5-6	(目録)			1			本家・借地・百姓・高無等の軒数を調べたもの
304	5-7	(包紙)			1			「田舎館より」とあり
305	5-8	(書簡)			1			「七人役彦八抱」上中下の分類あり
306	5-9	(書簡)			1			「久兵衛抱 田方」上中下の分類あり
307	5-10	(書簡)	庄屋彦衛門	勘左衛門	1	2月16日		「石渡村与八 田方・畑方」上中下の分類あり
308	5-11	覚			1			鳥町村の耕作人と高等を列記したもの
309	6-1	記	組頭成田鉄太郎	石戸谷儀兵衛	1	明治7年9月	1874	厩列控病引防費に包まれたもの儀兵衛は石渡村24番善助名代「地券御下渡し止仮証文如件」とあり
310	6-2	借用証文之事	請人石戸谷孫衛・本人滝中村石戸谷平助・組頭對馬五郎兵衛	白崎源蔵	1	明治6年2月7日	1873	厩列控病引防費に包まれたもの請人・本人・組頭の署名・印あり借用は藩札百両也
311	6-3	借用証書	本人石戸谷平助・証人石戸谷源蔵	藤田(五郎兵衛力)様	1	明治10年7月25日	1877	厩列控病引防費に包まれたもの初20俵 引当として石渡村石戸谷儀兵衛住居家屋敷古券并建屋手板 本人・証人の印あり
312	6-4	地所書入証	石戸谷平助	山形伝八	1	明治9年10月8日	1876	厩列控病引防費に包まれたもの借人石戸谷平助・証人石戸谷惣左衛門(鳥町村)土手町の山形伝八より100円借用印紙・借人・証人印、第三大区五小区副所長平川棟世の印、村用係石戸谷惣左衛門の印あり
313	6-5	覚	石戸谷亀弥	中村久左衛門	1	文政11年2月	1828	厩列控病引防費に包まれたもの錢2貫目ハ定 借用手形 裏書に「反別入鳥町勘五郎」とあり
314	6-6	証書	請人石戸谷孫衛・本人石戸谷平助	白崎源蔵	1	明治7年2月	1874	厩列控病引防費に包まれたもの42円の借用 田形地券引当 請人・本人印あり
315	6-7	(断簡)	石戸谷平助	山内弥五兵衛	1	明治10年6月12日	1877	厩列控病引防費に包まれたもの借用書の一部 平助の印あり
316	6-8	家屋敷書入之証	借主石戸谷儀兵衛・証人石戸谷平助	蔵主町藤田五郎兵衛	1	明治9年9月14日	1876	厩列控病引防費に包まれたもの米15俵を石渡村24番家屋敷反別を引当で借用 印紙 借主・本人の印あり
317	6-9	覚	本人石戸谷平助・請人石戸谷孫衛	中屋嘉六	1	明治6年3月	1873	厩列控病引防費に包まれたもの藩札50両(利息2分半)を所持の孫衛の田方反別帳にて借用 本人印あり
318	6-10	借用銭之事	本人藤吉郎・受人庄助	相模屋久右衛門	1	文政6年12月	1823	厩列控病引防費に包まれたもの錢60目は定 私所持佐助屋敷と長右衛門抱畑地引当で借用 庄屋亀弥の署名・承印あり

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
319	6-11	(書簡)	郷長役所	石戸谷平助	1	3月23日		厩列控病引防費に包まれたもの「別紙御願之趣聞置候条券状書替御願」とあり
320	6-12	借用証文之事	本人石戸谷平助・請人石戸谷小次郎・石戸谷文弥	(御蔵町)中屋嘉六	1	慶応3年	1867	厩列控病引防費に包まれたもの錢5貫987匁を滝中村孫左衛門抱え田方等を引当で借用代庄屋半吉の署名・承印あり
321	6-13	覚	請人石戸谷平助・請人石戸谷文弥・本人石戸谷儀兵衛	御蔵町中屋嘉六	1	文久4年2月	1864	厩列控病引防費に包まれたもの錢3貫120匁を孫左衛門抱え田方等を引当で借用請人・本人の署名・印あり庄屋文弥の署名・承印あり
322	7-1	貞享四年五月 鼻和庄藤代組石渡村百姓持高反別帳	一戸八左衛門・館山甚五郎	石渡村百姓左衛門次郎	1	元禄3年6月	1690	一戸・館山の署名・印あり
323	7-2	貞享四年五月 鼻和庄藤代組石渡村百姓■■■■帳	壱戸八左衛門・館山甚五郎	石渡村百姓孫左衛門	1	元禄3年6月	1690	一戸・館山の署名・印あり
324	7-3	貞享四年五月 鼻和庄藤代組鳥町村百姓持高反別帳	壱戸八左衛門・館山甚五郎	鳥町村百姓左衛門次郎	1	元禄3年6月	1690	一戸・館山の署名・印あり
325	7-4	天明年中藤代組滝中村荒畑調書上帳	石渡村代庄屋惣左衛門		1	天保12年6月	1841	惣左衛門・藤助・平助の抱地の荒畑書上控
326	7-5	万延元年当御収納米錢上納通	土堂村越石孫左衛門・庄屋彦七	御代官唐牛十太郎・三浦彦助	1	万延元年10月多雨	1860	(代官)唐牛十太郎・三浦彦助・庄屋彦七の署名・承印あり
327	7-6	当御収納米錢上納通	土堂村越石孫左衛門	(代官)唐牛十太郎・今和作	1	安政5年10月	1858	
328	7-7	当御収納米錢上納通	百姓孫左衛門・代庄屋要次郎	御代官唐牛十太郎・三浦彦助	1	安政6年10月	1859	代庄屋要次郎・(代官)唐牛十太郎の署名・承印あり
329	7-8	当諸納錢之通	土堂村越石孫左衛門		1	安政6年12月	1859	「御用錢口」
330	7-9	七拾五円之内 当御収納米錢上納通	越石孫左衛門		1	安政6年10月	1859	
331	7-10	午年分御用錢之通	石渡村孫左衛門		1	安政6年3月	1859	
332	7-11	三拾貳冊之内 山作人夫并諸色通	越石孫左衛門・代庄屋新太郎		1	文久2年4月	1862	代庄屋新太郎の署名・承印あり
333	7-12	当御収納米錢上納通	土堂村孫右衛門・庄屋彦七	御代官唐牛十太郎・花田運吉	1	文久2年10月	1862	(代官)唐牛十太郎の署名・承印あり
334	7-13	当御収納米錢上納通	土堂村越石孫左衛門	御代官花田運吉・工藤九郎一・庄屋彦七	1	文久3年10月	1863	(代官)花田運吉の署名・承印あり
335	7-14	八拾六冊之内 当御収納米錢上納通	船水村孫左衛門	御代官唐牛十太郎・花田運吉・藤代村代庄屋利助	1	文久2年10月	1862	(代官)花田運吉・代庄屋利助の署名・承印あり
336	7-15	当御収納米錢上納通	滝中村孫左衛門	御代官花田運吉・工藤九郎一・舟水村代庄屋新太郎	1	文久3年10月	1863	(代官)花田運吉・代庄屋新太郎の署名・承印あり
337	7-16	記			1	明治4年	1871	「一 百卅七円八十四銭 四年四月十八日勘定預り」とあり
338	7-17	記			1			「一 貳円九銭二月廿二日迄着引」とあり
339	7-18	諸上納金判取帳	石戸谷弥三蔵	藤代村収入役佐藤菊	1	明治28年11月26日	1895	藤代村収入役印あり
340	7-19	新聞広告書肆名附書名記	石戸谷弥三蔵		1	明治19年5月15日	1886	裏表紙に「青森県弘前市石戸谷弥三蔵東奥逸民匿名」とあり
341	7-20	(断簡)			1			「一 畑三百六畝六歩」とあり
342	7-21	覚			1	未6月6日 安政6年力	1859	「一、六拾匁手形分」
343	7-22	覚	御蔵町渡人泉屋佐五兵衛	米屋吉郎衛門	1	天明4年6月17日	1784	勝手不如意のため永代証文泉屋佐五兵衛の署名・承印あり米屋吉郎衛門は署名のみ滝中村助十の反別書、滝中村七九郎とあり
344	7-23	雇差免候事	中津軽郡役所	租税係雇石戸谷孫衛	1	明治15年2月8日	1882	
345	7-24	中津軽郡学務委員当撰認定書	青森県庁	石戸谷孫衛	1	明治13年2月21日	1880	
346	7-25	(石戸谷孫衛へ木杯下賜)	県令代理県警部長小倉信竹	亡孫衛長男石戸谷弥三蔵	1	明治17年1月12日	1884	県令は福島九成 ※孫衛が父、弥三蔵が子(明治元年(1868)生まれ)
347	7-26	断簡			1			(内容不明)
348	7-27	村用係被申付候事	会所	石戸谷平助	1	明治8年5月28日	1875	第三大区五小区石渡村村用係
349	7-28	覚	弘前藩力	澤田正宅	1	天保9年9月	1838	包紙「天保九戊戌年由緒之覚 九月 澤田章禄」町医沢田正宅に3人扶持が下し置かれた内容
350	7-29	卒業証書	亀甲小学校	石戸谷弥三蔵	1	明治14年1月28日	1881	尋常小学校第5級(12年(歳)11月)
351	7-30	総地答写			1			「陸奥國中津軽郡滝中村字岩井八拾六番 同郡弘前浜ノ町持主中谷熊太郎」とあり
352	7-31	記			1			「一 金拾壹円 七十六銭壹厘」とあり
353	7-32	借用申米之事	石渡村吉右衛門	滝中村孫左衛門	1	文化10年12月	1813	裏書「石渡村吉右衛門」「礼錢御収納米不納」
354	7-33	(書簡)	安谷	茂上	1	2月8日		「御蔵へ相納申度候」
355	7-34 cf.管理番号No.5-4	御用状写シ	藤田小三郎		1	亥ノ3月23日 文久3年力	1863	「相坂直之進諸郷役滞有之候」

番号	管理番号	標題	差出・制作	受取人	数量	成立	西暦	備考
356	7-35	(田畑方書き上げによる地租の額)			1			「一 畑式畝七分 石戸谷平助 収穫米六升八合 地価金壹円六拾四銭式厘 地租四銭九厘」とあり
357	7-36	(写し)			1			「第五 天帝ト可知不可知ノ関係明力ナラザルコト」とあり
358	7-37	(写し)			1			「搗米渡世人付て十五区六郡搗米渡世人三十余名国立銀行ノ現数」
359	7-38	(写し)			1			「経済調査」
360	7-39	(写し)			1			「郵税低減ノ利益」
361	7-40	副戸長辞令	弘前支庁	滝中村石戸谷小次郎	1	(明治5年)壬申6月	1872	津軽郡第廿三区副戸長
362	7-41	租税掛履申付	中津軽郡役所	石戸谷孫衛	1	明治14年11月17日	1881	月給金5円
363	7-42	学業拔群ニ付賞与	亀甲小学校	石戸谷弥三蔵	1	明治14年1月8日	1881	
364	7-43	中津軽郡町村連合会議員当撰辞令	青森県中津軽郡町村連合会委員戸長	石戸谷孫衛	1	明治15年7月8日	1882	
365	7-44	(罹災窮民救助で褒置候)	青森県	石戸谷平助	1	明治13年8月	1880	弘前町火事で夫4人差出に對しての褒状
366	7-45	藤代組戸長附属辞令		藤代組滝中村石戸谷小次郎	1	明治5年3月20日	1872	
367	7-46	(県立弘前病院新築費寄附ニ付褒置候)	青森県庁	石戸谷孫衛	1	明治14年1月31日	1881	
368	7-47	町村連合会議員当撰辞令	委員戸長	石戸谷孫衛	1	明治13年6月22日	1880	
369	7-48	(断簡)		石戸谷孫衛	1			四等巡査申付候事
370	7-49	(帳面)			1	明治20年9月	1887	「迷界の情夫 匪石 智囊 社会学」とあり
371	7-50	(帳面)			1	明治20年9月	1887	「社会学」とあり
372	7-51	(帳面)	石戸谷弥三蔵		1	明治21年5月10日	1888	「智囊 滝中村志番地 非石 石戸谷弥三蔵」とあり
373	7-52	(家屋平面図)	石戸谷儀兵衛		1			石戸谷儀兵衛の印もあり
374	7-53	文政 御家中記録 乾			1			「津軽様御家中 一 千五百石 津軽直記」
375	7-54	(布達)	県令山田秀典		1	明治14年3月28日	1881	「稻虫駆除規則別冊ノ通改訂候條」とあり
376	7-55	租税論	石戸谷弥三蔵		1	明治22年1月	1889	
377	7-56	明治六年十二年十六年十八年内国重要物品市価			1	明治6~18年	1872~1885	
378	7-57	美培農場株主憲法			1			野紙 菊池九郎外8名ノ連印ヲ以東奥義塾ノ為メ北海道行ヨリ云々
379	7-58	(写し)			1			第二節「デカーツ」氏
380	7-59	(写し)			1			「驕奢税」
381	7-60	(写し)			1			「価値論 ケリー氏ノ現生産入費説」
382	7-61	(写し)			1			「第五篇直税分頭税」
383	7-62	有限責任陸奥土木会社定款			1	明治23年7月28日	1890	
384	7-63	大日本帝国憲法			1			裏表紙「仙境乃情人 非石居士」
385	7-64	金貨志			1			英国田制沿革 ドリトルマクジメアシス
386	7-65	(断簡)			1			「御収米」
387	7-66	(写し)			1			孝徳天皇詔勅集
388	7-67	覚			1			「長瀬苗代上田四畝式拾歩」
389	7-68 cf.管理番号No.5-3	覚	滝中村百姓孫左衛門	庄屋末吉	1	午年10月18日 明治3年カ	1870	裏書に「男分地願之義 覚 滝中村百姓 孫左衛門」とあり 弘前官所支配石渡村庄屋末吉→大庄屋御中 弟源蔵(田方2町5反)・二男豊吉(2町5反)・養弟寅吉(2町)へ分割贈与願ひ

この目録は、弘前市教育委員会文化財課の小石川透が作成したものである。【研究ノート】を執筆するため、管理番号順に記載した。また、備考では田畑の所有権の移動、その承認を行った関係者の人名をできるだけ追記した。■は判読不能の文字である。